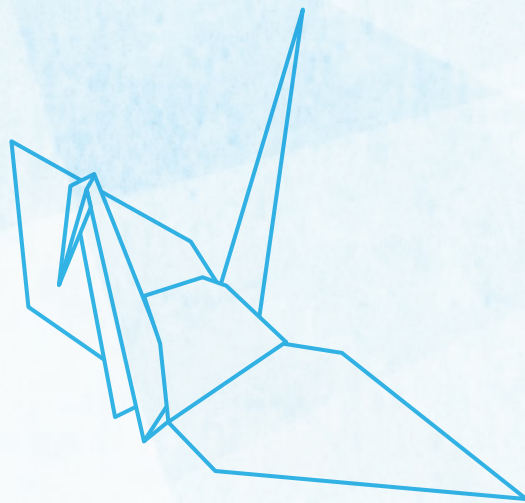


第4章

SDGs達成に向けた 日本のビジョンと取組の評価



4. SDGs達成に向けた日本のビジョンと取組の評価

日本は、SDGs達成に向け、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念の下、エネルギー安定供給、経済成長及び脱炭素を同時に実現すべく、その土台となる、循環型で強靱な経済・社会システムの構築に向けた取組を加速してきた。その過程で、イノベーションを活かし、社会課題解決を通じて持続的成長をすることを目指し、各種取組を進めてきた。

(1) SDGsを巡る全般的な状況とSDGs達成に向けた日本のビジョン

日本が前回のVNRを実施した2021年から2025年までの間でも、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染、感染症を含む国際保健課題、貧困など、人類を共通に脅かす地球規模課題は山積している。特に、近年激甚化・頻発化している猛暑、豪雨、洪水、干ばつ、山火事などの極端な気象現象や自然災害に見られるように、気候変動による影響の深刻さは一層強く認識されるようになった。また、ロシアによるウクライナ侵略なども背景に、食料・エネルギー不足、国内避難民を含む難民の増加、人道危機などの更なる危機が生み出され、深刻化している。2023年、国際社会はSDGs達成年限の中間年を迎えたが、国際社会の分断と対立が深まる中、SDGs達成に向けた国際協力は大きな困難に直面している。

このように国際社会が複合的な危機に直面する中、世界を分断・対立ではなく、協調に導くため、人間の命と尊厳が最も重要であるという、誰もが疑いようのない、人類共通の原点として、「人間の尊厳」に改めて焦点が当たっている。また、ウクライナや中東を始めとする武力衝突においては、特に女性・女児に深刻な被害を及ぼしている。女性・女児の保護や救済に取り組むつつ、女性自身が指導的な立場に立って紛争の予防や復興・平和構築に参画することで、より持続可能な平和に近付くことができるとの考え方である「女性・平和・安全保障(Women, Peace and Security:WPS)」の視点も改めて重視されている。

日本においても、記録的な猛暑日の増加、降雨日の減少の一方、これまで経験したことのない集中豪雨の頻発など、気候の変化を実感することが増えた。新型コロナウイルス感染症の感染拡大も記憶に新しい。ロシアによるウクライナ侵略やガザ情勢等は、エネルギー価格の高騰を通じて我々の経済生活に少なからぬ影響をもたらした。

また、世界で最も少子高齢化が進む日本では、2025年には75歳以上人口が全人口の約18%に到達すると見込まれ、超高齢化社会が始まるとともに、東京への一極集中の影響もあり、地方の状況は一層厳しくなっている。

こうした中、2030アジェンダの採択以降、国内外の多様なステークホルダーによる様々な取組やルール形成の努力の過程で、人々の意識や生活様式から産業構造や金融の流れに至る

まで、日本を含む国際社会全体の経済・社会活動の在り方が急速にかつ大きく変容してきている。

このような状況を踏まえ、これまでのSDGs実施指針で示された根本的な考え方を引き継ぎつつ、日本は、2023年12月、同指針を改定した。同指針に基づき、人権の尊重とジェンダー平等は全ての目標において横断的に実現されるべきことに十分留意しつつ、多様性と包摂性のある社会を築くべく取り組んできた。また、イノベーションを活かした社会課題の解決を通じて日本自身の持続的な成長及び繁栄並びに国際競争力の強化を実現していくため、SDGs達成に向けた取組を強化してきた。また、国際社会のSDGs達成に向けた努力に対して最も効果的な形で更に貢献すべく取り組んできた。

(2)SDGs推進体制・国内普及の動き

SDGsの幅広い浸透と多様な関係者が様々な立場で積極的にSDGs達成に向けた取組に関与していることが日本の強みであり、オールジャパンでSDGs達成に向けて取り組んできた（多様な関係者の取組については、後述「6. 各ステークホルダーの評価と取組」参照。）。

日本は、2015年に2030アジェンダが採択されて以降、2016年に内閣総理大臣を本部長とし、内閣官房長官及び外務大臣を副本部長、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置するとともに、NGO、NPO、有識者、民間セクターなどの広範な参加者から成るSDGs推進円卓会議を設置し、官民挙げてSDGsの推進に取り組んできた。



(資料:外務省)

(ジャパンSDGsアワード)

「ジャパンSDGsアワード」は、SDGsの国内主流化を図り、企業や団体等の取組を促進することで、SDGs達成に向けたオールジャパンの取組を推進するため、2017年に創設された表彰制度である。その後、「ジャパンSDGsアワード」以外にも関係府省庁等主催で分野・課題別のSDGs関連表彰制度も整備されてきた。そのような取組の成果もあり、日本国内におけるSDGsに対する国民の認知度は、前回VNRを実施した2021年調査の約5割から、2023年には約9割に達し、日本のSDGs達成に向けた取組も大きく進展した。

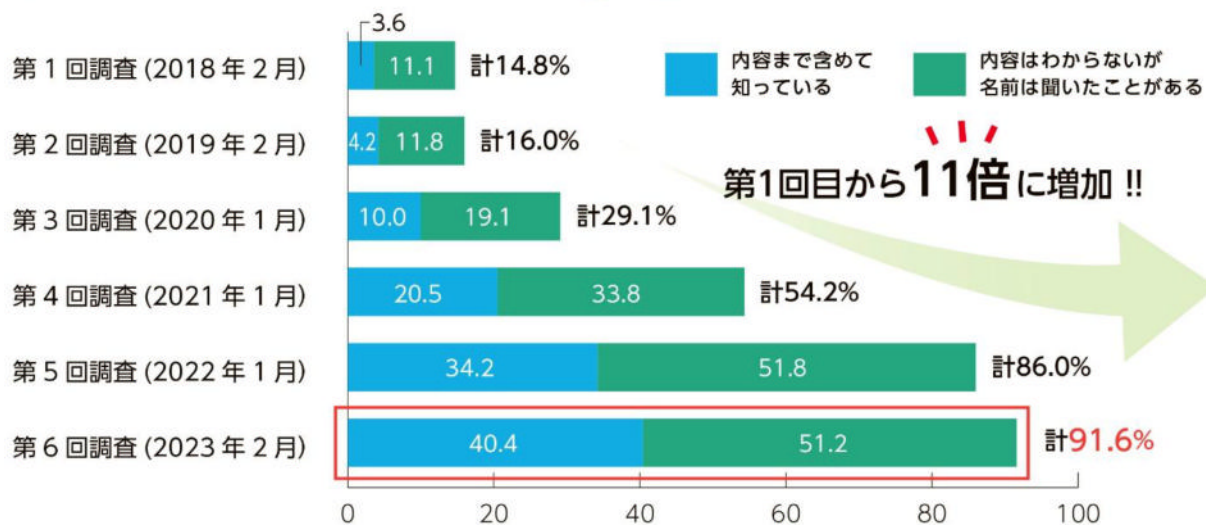
国内のSDGsの認知度

日本におけるSDGsの認知率は

過去最高の水準

91.6%

内容まで含めて知っている人は、2018年2月実施の第1回調査から **約11倍** に



出典：第6回「SDGsに関する生活者調査」(電通 Team SDGs)

「ジャパンSDGsアワード」については、前回2021年のVNR以降も3回開催した。その選考に当たってはSDGs推進円卓会議構成員から成る選考委員会の意見を踏まえて受賞団体を決定した。

2021年に開催した第5回「ジャパンSDGsアワード」では、開発途上国における貧困農家の収入増と難民への食料支援を同時に解決する高品質な緑豆の栽培を手がける株式会社ユーグレナをSDGs推進本部長賞として表彰した。



第5回ジャパンSDGsアワードSDGs推進本部長賞を受賞する(株)ユグレナ(写真:内閣広報室)



ミャンマー・ラカイン州からの避難民に対する農業支援(写真:(株)ユグレナ)

2022年に開催した第6回「ジャパンSDGsアワード」では、児童労働の撤廃と予防を目標に民間企業と連携して教育支援や貧困家庭の自立支援を実施する特定非営利活動法人ACEをSDGs推進本部長賞として表彰した。



第6回ジャパンSDGsアワードSDGs推進本部長賞を受賞するNPO法人 ACE(写真:内閣広報室)



ACEオリジナルワークショップ教材(写真:NPO法人ACE)

2023年に開催した第7回「ジャパンSDGsアワード」では、「車いすでもあきらめない世界をつくる」というミッションを掲げ、バリアフリー地図アプリを開発・運営するNPO法人ウィーログ(WheelLog)をSDGs推進本部長賞として表彰した。



第7回ジャパンSDGsアワードSDGs推進本部長賞を受賞するNPO法人ウィーログ(写真:内閣広報室)



「WheelLog!」アプリケーションの紹介(写真:NPO法人ウィーログ)

「ジャパンSDGsアワード」は、創設時から7年間の開催を通じ、SDGsの国内の主流化や企業や団体の取組の促進に貢献した。2024年12月、「ジャパンSDGsアワード」は、創設当時の政策的意義を果たしたと考えられることから日本政府内で慎重に検討した結果、終了することとなった。日本は、関係府省庁等主催の分野・課題別のSDGs関連表彰制度を通じて、引き続きSDGs達成に向けたオールジャパンの取組を継続していく。

各府省庁等主催のSDGs関連表彰制度

日本医療研究開発大賞	食品ロス削減推進表彰	グリーンインフラ大賞	ディスカバー農山漁村(むら)の宝	JICA国際協力賞
地方創生SDGs金融表彰	「めざせ！食品ロス・ゼロ」川柳コンテスト	環境省グッドライフアワード	ノウフク・アワード	「STI for SDGs」アワード
女性のチャレンジ賞	「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰	ESGファイナンス・アワード・ジャパン	サステナアワード	NITS大賞
ものづくり日本大賞	健康寿命をのばそう！アワード	気候変動アクション環境大臣表彰	森林×ACTチャレンジ	Japan Venture Awards(JVA)

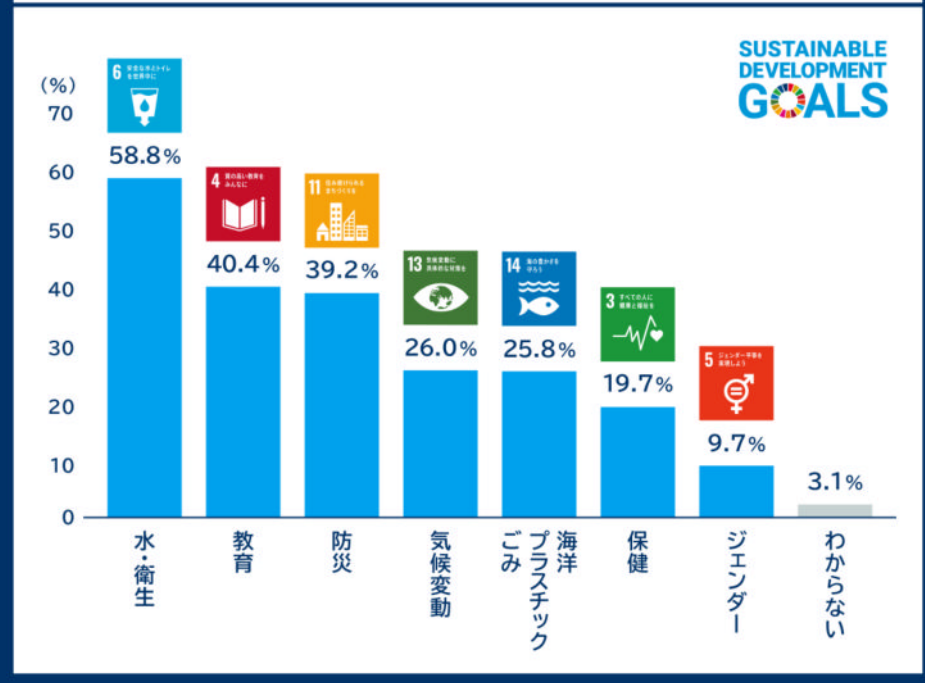
資料：外務省

（外交に関する国内世論調査）

日本政府は、2025年2月に、外交に関する国内世論調査として、「2015年に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)は、2030年までの国際的な目標です。地球規模課題に対する取組のうち、日本の強みは何だと考えますか。(複数回答可)」との質問を含む調査を実施した。この調査は、全国47都道府県に居住する18歳以上の男女1,000人を対象に電話により実施したものである。調査からは、SDGs達成に向けた日本の強みとして、1位は水・衛生(58.8%)、2位は教育(40.4%)、3位は防災(39.2%)という回答結果を得た。

SDGsに関する日本国内世論調査(2024年度)

SDGsに対する取り組みのうち、日本の強みは何だと考えますか？



資料:外務省

(SDGs実施指針とSDGsアクションプラン)

日本は、SDGs達成のための中長期的な国家戦略として「SDGs実施指針」を定めており、2017年から日本政府の具体的な施策を整理した「SDGsアクションプラン」を策定してきた。

アクションプランについては、2021年12月にSDGs推進本部を開催し、「SDGsアクションプラン2022」を決定した。新型コロナウイルス感染症の拡大によりSDGs達成の進捗状況が危ぶまれる中、前例にとらわれない戦略を立て団結して取組を加速しなくてはならないとの考えを示した。また、「全ての人が生きがいを感じられる、新しい社会へ」という理念の下、喫緊かつ最優先の課題である新型コロナウイルス感染症対策を始めとする各種施策を定めた。2023年3月に第13回SDGs推進本部を開催し、同年5月のG7広島サミットや同年9月のSDGサミットを念頭に、SDGsの達成に向けた取組を加速化し、経済政策として掲げる「新しい資本主義」の下、「誰一人取り残さない」持続可能な経済社会システムを作り上げていく決意を持って、「SDGsアクションプラン2023」を決定した。

SDGs実施指針は、基本的に4年ごとに又は必要に応じて見直しを行うこととしている。2023年に行われた実施指針改定に当たっては、2022年にSDGs推進円卓会議民間構成員主導の下で開催された「SDGs実施指針に関するパートナーシップ会議」において、実施指針改定に向け広くステークホルダーの意見が収集された上で提言が策定され、2023年3月に岸田総理大臣に手交された。

日本は、2023年5月に、G7広島サミットを主催し、世界経済、地域情勢、様々な地球規模課題等に関する国際的な議論を主導した。また、同年9月のSDGサミットにおいて、岸田総理大臣から、世界的にSDGs達成に向けた進捗には大幅な遅れが生じている中で、今、改めて、「誰一人取り残さない」とのSDGsの原点に立ち返り、「人間の尊厳」が守られる世界の実現を目指し、日本を含む国際社会全体で、SDGs達成に向けた努力を加速していく必要がある旨主張した。

こうした国際社会における日本のSDGs達成に向けた取組も踏まえ、SDGs達成のための中長期的な国家戦略である「SDGs実施指針」の見直しを進めた。2023年後半にかけて、SDGs推進円卓会議の構成員と頻繁に議論・意見交換を重ね、パブリックコメントを実施した。パブリックコメントで寄せられた様々な意見を踏まえ、2023年12月に第14回SDGs推進本部を開催し、SDGs実施指針の改定を決定した。

改定された実施指針では、人口減少や少子高齢化が加速する中、多様性と包摂性のある社会を築き、また、イノベーションを活かした社会課題の解決を通じて、日本の持続可能な発展と繁栄を確保していくこと、そして、国際社会のSDGs達成に向けた努力に対して最も効果的な形で更に貢献していくこと等を主要メッセージとしている。

また、日本におけるSDGsの広がりを踏まえ、より行動志向な実施指針とすべく、これまでアクションプランにおいて記載してきたSDGs実施に当たっての具体的な重点事項や取組についても、その主要な中身として重点的に記載した。2024年以降は、SDGs達成に向けた日本政府の取組及び予算の取りまとめを行っている。

我が国のSDGs実施指針(改定のポイント①)

1 改定の趣旨

- 人々の意識・生活様式から産業構造、金融の流れに至るまで、**我が国を含む国際社会全体の社会・経済活動のあり方が大きく変容**。
- 国際社会全体が**様々な複合的危機に直面**し、SDGs達成に向けた進捗は大きな困難に直面。しかし2030年までに**SDGs達成を目指すとの大きな方向性は変化なし**。
- 人口減少や少子高齢化が進む中、**我が国自身の持続可能な発展と繁栄の観点から**、①SDGs達成に向けた取組を強化・加速し、また、②国際社会にさらに貢献していく必要。
- 国家に加え、**多様なステークホルダー**(とりわけ**若い世代**)の参画が重要。

2 現在の状況

(1) 国内

- SDGsの理念は我が国が持続可能な発展と繁栄を実現していく上で**確固たる原動力**。
 - 国家レベル: SDGsと「**新しい資本主義**」との連携。
 - 地方レベル: SDGsは**地方創生の旗印**。地方での浸透は日本の大きな特徴。
 - ビジネス: **事業を通じてSDGs実現との方向性**はますます明確化。
 - 市民社会を含む民間: **広範なステークホルダー**の間で取組の広がり。
- 各目標について様々な課題も指摘(**貧困、ジェンダー、人権など**)。

(2) 国際社会

- SDGs達成に向けた進捗に大きな困難。特に**開発途上国において厳しい状況**。SDGsの達成度合いや優先順位は各国ごとに大きな差異。特に資金や債務の問題。
- 各国それぞれの事情に応じ、先進国と開発途上国を含む各国の課題を統合的に解決し、国際社会が**全体として包括的にSDGsを進める取組**が必要。

我が国のSDGs実施指針(改定のポイント②)

3 実施に当たっての指針

(1) 重点事項

① 持続的な経済・社会システムの構築

「**新しい資本主義**」の下、持続的な成長と安心・幸せを実感できる経済社会構造を構築(人への投資、GX・DXの推進、インパクト投資、地方創生SDGs、デジタル田園都市国家構想等)。

② 「誰一人取り残さない」包摂社会の実現

多様性が尊重され、すべての人が力を発揮できる包摂的な社会を実現する(こども大綱、女性登用加速化、共生・共助社会、孤独・孤立対策、「ビジネスと人権」等)。

③ 地球規模課題への取組強化

気候変動、生物多様性の損失及び汚染への取組及び**グローバル・ヘルス**の推進(ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブ、地域循環共生圏、防災・減災、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)等)。

④ 国際社会との連携・協働

国際社会全体で包括的にSDGsを達成するための貢献強化(新しい開発協力大綱、仙台防災枠組、女性・平和・安全保障(WPS)に関する行動計画等)。

⑤ 平和の持続と持続可能な開発の一体的推進

平和で安定した国際環境は国際社会の持続可能性の前提。**人間の安全保障**の理念の下、人道・開発・平和の連携(ネクサス)に留意しつつ、「**人間の尊厳**」を中心に置いた開発協力を推進。

(2) 実施に当たっての取組

- 実施体制の強化・ステークホルダー間の連携
- 自発的な国家レビュー**と国際社会における取組の主導(**2030年以降も見据えた国際的な議論も主導**)

(3) 5つの重点事項と主な取組

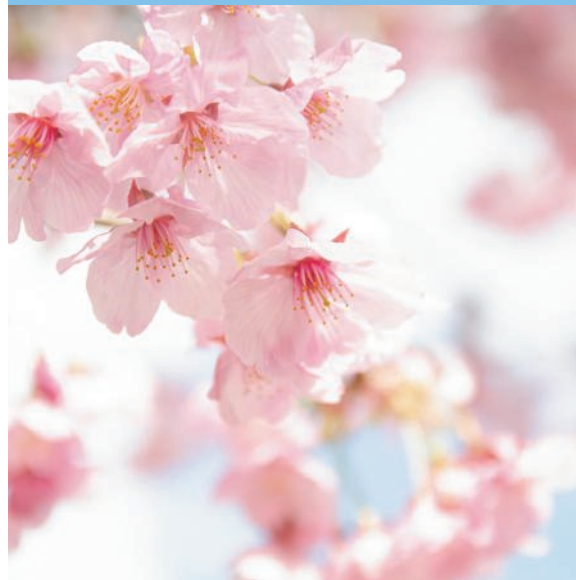
2023年12月に改定されたSDGs実施指針では、SDGsの各目標間の相互関連に留意しながら、以下の5つの重点事項を掲げた。

- ①持続可能な経済・社会システムの構築
- ②「誰一人取り残さない」包摂社会の実現
- ③地球規模の主要課題への取組強化
- ④国際社会との連携・協働
- ⑤平和の持続と持続可能な開発の一体的推進

次頁以降では、これまでの実施指針で示された「5つのP」(2030アジェンダに掲げられている、People(人間)、Planet(地球)、Prosperity(繁栄)、Peace(平和)、Partnership(パートナーシップ))や「8つの優先事項」(1 あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現、2 健康・長寿の達成、3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション、4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備、5 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会、6 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全、7 平和と安全・安心社会の実現、8 SDGs 実施推進の体制と手段)、アクションプランで掲げられた取組も踏まえ、上記の5つの重点事項ごとの主な取組実績について振り返る。

重点事項①

持続可能な
経済・社会システムの
構築



重点事項①:持続可能な経済・社会システムの構築

近年、日本の経済・社会全体が大きな変容期を迎える中、気候変動や環境などの地球規模課題を踏まえた新たな開示基準や指標等の導入が急速に拡大しており、企業活動に大きな影響を与えている。また、日本では世界に先駆けて少子高齢化や人口減少が進行しており、特に地方では深刻化し、様々な課題に直面している。

こうした中、日本は、「新しい資本主義」を掲げ、官民が連携し、社会課題解決を成長のエンジンへと転換すべく取り組んできた。持続可能な経済・社会に向けたビジネスの取組が加速し、次世代型太陽電池の開発など様々な分野でイノベーションが進んでいる(後述「5. 各目標の達成状況」目標9参照。)。サステナブルファイナンス残高の増額等が示すとおり、金融における取組も進んでいる。こうした取組は着実に進展し、30年にわたり続いてきたデフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現できるかどうかの重要な分岐点を迎えるに至っている。

実際、経済的な豊かさと力強さをもたらす原動力は「人」であり、日本は「人」への投資を推し進め、2024年には1991年以来33年ぶりの高水準の賃上げも実現している(後述「5. 各目標の達成状況」目標8参照。)

厳しい課題に直面する地方自治体においても、課題解決の指針としてSDGs達成に向けた取組を積極的に取り入れる動きが広まった結果、全国1,788自治体のうち、1,190自治体がSDGs達成に向けた取組を推進している。

(人への投資)

「新しい資本主義」により、成長と分配の好循環を実現すべく、経済的豊かさと力強さをもたらす原動力である「人」への投資を進めてきた。日本、そして、世界の経済社会が、グリーンとデジタルをキーワードとして大きく変革する中で、日本は、新たな付加価値を創出する力を強化するとともに、次の成長を生み出す「人」への分配を強化するため、非正規雇用労働者を含め、能力開発支援、再就職支援及び他社への移動によるステップアップ支援として、2022年に、3年間で4,000億円(約35億米ドル¹)規模の支援を行うこととし、その後、そのリスキリング支援を5年間で1兆円(約75億米ドル²)規模へ強化することとして、各種施策を進めてきた。

¹ 2022年度の為替レート1米ドル/133.85円を基に、参考として事務局にて計算(事務局がドルの金額を併記したものについては、各年度の為替レートは、日本銀行が公表する各年度3月の「東京市場インターバンク相場」の為替レート(ドル/円・スポット・中心相場/月中平均)を採用(2016年度:1米ドル/113.01円、2021年度:1米ドル/118.51円、2022年度:1米ドル/133.85円、2023年度:1米ドル/149.63円、2024年度:1米ドル/151.96円。以下同じ)

² 2022年度の為替レート1米ドル/133.85円を基に、参考として事務局にて計算

(GX・DXの推進を通じた新たな産業構造への転換)

エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素の同時実現を目指すためグリーン・トランスフォーメーション(GX)を推進し、再生可能エネルギーの最大限の導入、徹底した省エネルギー等を通じて、エネルギー安定供給の確保を大前提とした脱炭素の取組を進めてきた。GXに向けた政策パッケージとして「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化を進めており、2023年からの10年間で20兆円(約1,340億米ドル³)規模の国による先行投資支援の実施と一体的に、2026年度からの排出量取引制度の本格稼働、2028年度からの化石燃料賦課金の導入などカーボンプライシングを段階的に導入することで、事業者のGXに向けた予見性を高め、150兆円(約1兆米ドル⁴)を超える官民投資を実現すべく取り組んでいる。こうした中で、研究開発の一例を挙げると、新しい種類の太陽電池であるペロブスカイト太陽電池は、従来の太陽電池に比べ格段に軽量で、曲げることが可能で、透明にすることができる次世代型太陽電池として開発されている。ペロブスカイト太陽電池は大阪・関西万博でも使用されており、実用化に向けて様々な取組がなされている。こうした例も含めて様々な分野でイノベーションが進んでいる。



大阪・関西万博 交通ターミナルに設置されたペロブスカイト太陽電池(写真:経済産業省)



大阪・関西万博で着用されているペロブスカイト太陽電池を搭載したスマートウェア(写真:豊田合成株式会社)

また、少子高齢化や地域の人口減少が進行していく中、デジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進し、イノベーションとテクノロジーの社会実装の推進、デジタル化により蓄積されたデータを官民で最大限活用した新しい付加価値・サービスの創出、スタートアップ等により開発・提供される新しい技術・サービスの積極的な活用、デジタル原則を含む規制改革の徹底等により、社会全体の生産性を向上させるべく取り組んできた。諸外国と比べて、日本が圧倒的に優位に立つ高齢者や災害に関するデータの収集・蓄積を最大限活用しつつ、社会的課題の解決を図ることを成長戦略の重要分野としている。これらにより、デジタルの可能性を最大限引き出し、社会的課題の解決を図りつつ、日本全体のデジタル競争力が底上げされ、成長していく持続可能な社会を目指している。

³ 2023年度の為替レート1米ドル／149.65 円を基に、参考として事務局にて計算

⁴ 2023年度の為替レート1米ドル／149.65 円を基に、参考として事務局にて計算

（デジタル社会実現に向けた取組）

2021年9月、日本政府はデジタル庁を新たに創設した。デジタル庁は、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」をミッションとし、デジタル社会形成の司令塔として、デジタル時代の官民のインフラを作り上げることを目指している。国民目線でのサービス創出やデータ資源の利活用、社会全体のDXの推進を通じ、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現すべく、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、AIやWeb3などの新技術を活用したデジタル社会の実現に向けた取組を進めている。特に、マイナンバーカードは、2025年3月時点で、日本国民の約78%が保有しており、対面のほかオンライン上でも確実な本人確認が可能な手段として、様々な官民のサービスで活用され、その安全性、利便性、効率性を向上させてきた。同時に、スマートフォンから様々な申請が可能となる行政手続のオンライン化を進めている。中でも、パスポートについては、2023年3月のオンラインによる切替申請に加え、2025年3月下旬からは、戸籍情報連携の開始に伴い、全ての都道府県においてオンラインによるパスポートの新規申請も可能となり、利便性が大幅に向上した。

さらに、デジタル田園都市国家構想実現に向け、光ファイバの未整備地域の解消、5Gの人口カバー率拡大、非居住地域における利用用途に応じた通信環境の整備及び非地上系ネットワークやデータセンターの整備を推進するなど、利用環境及びインフラの整備を引き続き進めてきている。

（サステナブルファイナンスの推進）

気候変動等の社会・環境課題の重要性が増す中、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の取組が進展しており、日本におけるサステナブルファイナンスの残高は、2016年の約56兆円（約5,000億米ドル⁵）から2024年の約626兆円（約4兆1,200億米ドル⁶）へと拡大したとされている。こうしたサステナブルファイナンスを一層推進するための取組として、企業によるサステナビリティ情報の開示の充実に向けて、2023年、有価証券報告書等におけるサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄を新設した。また、東証プライム市場上場会社の全部又は一部を対象にした、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB⁷）のサステナビリティ開示基準と機能的に同等な国内基準の適用等について検討を進めている。

⁵ 2016年度の為替レート1米ドル／113.01 円を基に、参考として事務局にて計算

⁶ 2024 年度の為替レート1米ドル／151.96 円を基に、参考として事務局にて計算

⁷ ISSB: International Sustainability Standards Board

さらに、日本において、一定の投資収益の確保を図りつつ、社会・環境的効果の実現を目指すインパクト投資の残高は拡大傾向にあり、2023年度では約11兆5,000億円(約770億米ドル⁸⁾)とされているが、今後拡大の余地がある。こうした中、2024年3月、インパクト投資を推進するため、インパクト投資の実現に期待される基本的要素を示した「インパクト投資(インパクトファイナンス)に関する基本的指針」を公表した。くわえて、2023年11月、インパクトの創出を図る投融資の手法及び市場の確立等の観点から、官民の幅広い関係者が参画する「インパクトコンソーシアム」を立ち上げ、地域の取組事例や投資手法について議論を行っている。

金融経済教育の観点からは、2024年4月に設立された金融経済教育推進機構(J-FLEC⁹)において、サステナブルファイナンスについて取り扱う教材を公開している。

(エシカル消費・消費者志向経営)

持続可能な社会を実現するためには、消費者が自らの社会に与える影響力を自覚し、地域の活性化や雇用等を含む、人や社会・環境に配慮した消費行動、すなわち「エシカル消費」を実践していくことが欠かせない。エシカル消費の普及啓発に向け、SNSを活用した情報発信、体験型ワークショップの実施などに取り組んできた。特設サイトを通じた先進的な事例の紹介などを通し、一人一人の消費行動が「世界の未来を変える」大きな可能性を持っていることについて情報を発信し続けている。

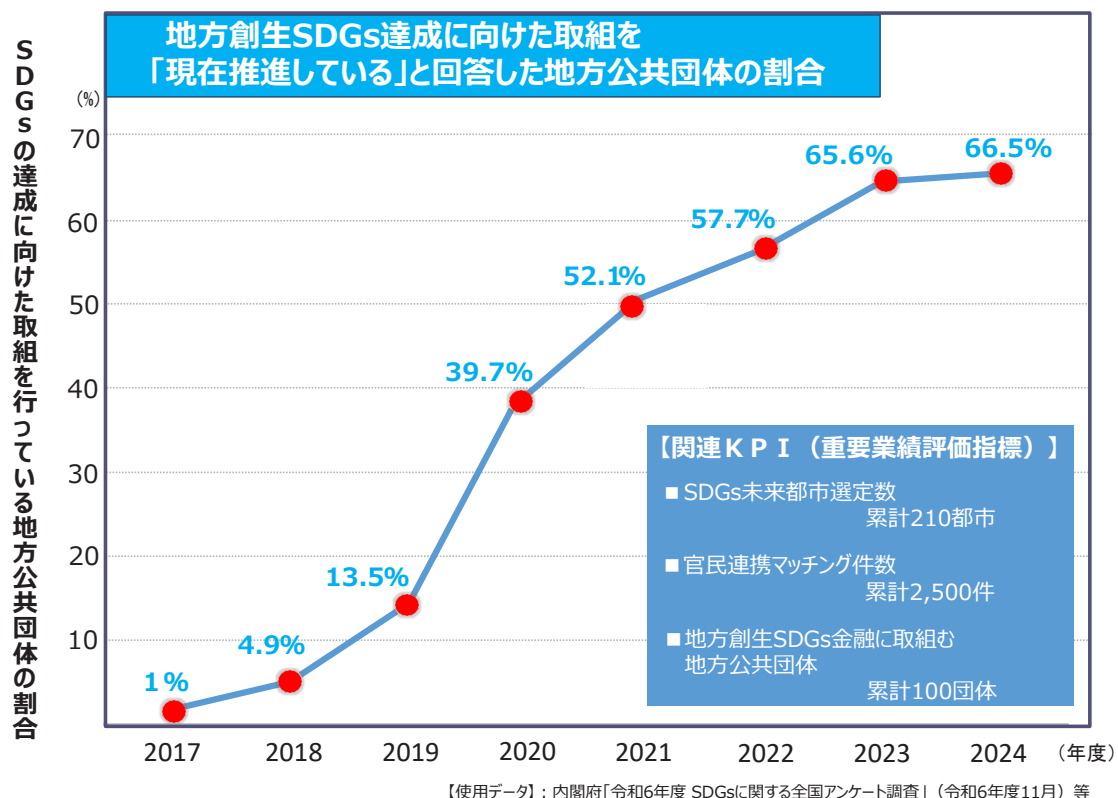
持続可能な社会の実現に向けては、消費者、事業者、行政等の関係者が連携・協働することが求められ、社会的課題の解決に取り組む事業者が、市場経済の中で、消費者に適切に理解され、評価され、後押しされることで、企業価値が高まるといった仕組みが重要である。日本政府は、事業者が消費者との共創・協働による商品・サービスの改善等を通じて、消費者の行動変容を促すといった経営の実践により社会価値を向上させる「消費者志向経営」を推進している。消費者志向経営の理念に基づく事業者の取組を社会に周知するため、「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」を推進しているほか、2018年度から、消費者志向経営に関して優れた取組を行っている事業者を表彰している。

⁸ 2023年度の為替レート1米ドル／149.63円を基に、参考として事務局にて計算

⁹ J-FLEC: Japan Financial Literacy and Education Corporation

（地方創生SDGs）

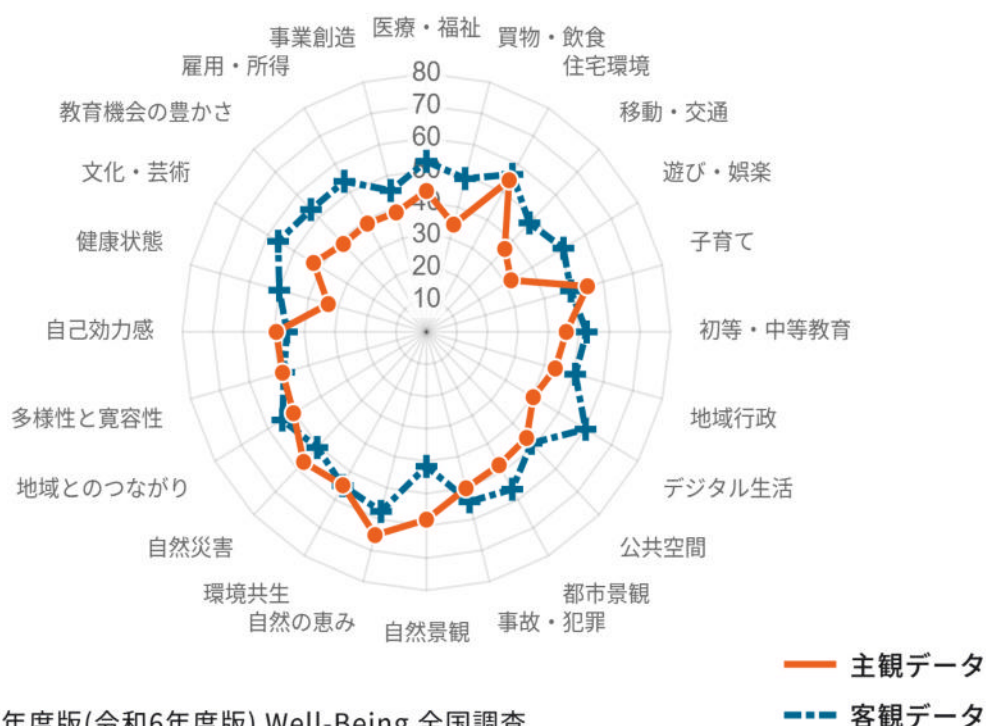
日本は、2021年から、これまでの地方創生の取組にデジタルの力を活用して加速させ、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」を掲げてきた。同構想の総合戦略（2023年改訂版）では、地方公共団体自身の取組を支援するとともに、成功事例の普及展開を行い、全国の地方創生の深化につなげていく取組として、2018年から始めた「SDGs未来都市」の選定を掲げている。2024年度までに7回の選考を行い、計206都市が「SDGs未来都市」に選ばれている。また、SDGsに取り組む地方自治体は、2017年には1%だったが、2024年度までに60%とする目標を掲げ、2024年度時点で66.5%に到達した。一方、小規模な自治体において、SDGs推進の課題や障壁として経験や専門性の不足が顕在化したことから、その必要性を鑑み、2024年度から地方創生SDGsの経験や知見のある人材の活用を希望する自治体を「地方創生SDGs課題解決モデル都市」に選定し、成功事例の普及促進に向けた施策を実施している。今後も、喫緊かつ深刻な地域課題に対して先進的・試行的な解決策を講じた自治体の計画から結果までを公表することで、SDGsの理念に沿った地域活性化や持続可能なまちづくりを促進していく。



地域におけるウェルビーイングの向上を目的として、政策の立案・実施に活用するため、住民の「暮らしやすさ」と「幸福感(Well-Being)」を数値化・可視化した「地域幸福度(Well-Being)

g)指標」を導入している。本指標は、住民等へのアンケート調査に基づく主観指標と各種オープンデータを用いた客観指標により構成され、それらを約1,700ある地方自治体ごとにレーダーチャートで視覚化するダッシュボードを整備し、ウェブサイトで公表している¹⁰。これにより、地方自治体ごとの特性や課題を一目で把握できるとともに、地域全体のウェルビーイング向上に向けた目標の検討が具体化される。共通指標を基盤とすることで、「産官学金労言」や住民など多様なステークホルダーが、相互に連携しながら、地域社会のウェルビーイングの持続的な向上に向けて協働できる環境が整備されている。

カテゴリー別



【出典】2024年度版(令和6年度版) Well-Being 全国調査

また、SDGsの国内実施を推進し、より一層の地方創生につなげることを目的に、地方公共団体と共に地域課題の解決や地域経済の活性化に取り組む企業、NGO、NPO、大学、研究機関等とのパートナーシップを深める官民連携の場として、2018年に地方創生SDGs官民連携プラットフォームを設置した。会員数は、2024年8月末時点で7,732団体、そのうち地方公共団体は1,176団体(全地方公共団体の67.5%)となっている。同プラットフォームでは、SDGs達成とともに地域課題の解決を目指す会員同士のマッチング支援や分科会を通じた共通課題に対する官民連携・異分野連携による新たな価値の創出を促進している。「官民連携マッチング件数」を 2020年度から2024年度までの5年間で累計1,000件とすることを目標に取り組んできており、2025年1月末時点で既に2,908件となっている。

¹⁰ <https://well-being.digital.go.jp/dashboard/>

また、積極的に地域課題の解決に取り組む地域事業者等に対して重点的に支援が行われ、その地域事業者等の得た収益が地域に再投資される「自律的好循環」の形成が重要であり、この「自律的好循環」を形成する第一歩として、「地方公共団体のための地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン」を2020年10月に取りまとめ、公表した。地方創生SDGs金融に取り組む地方公共団体の数については、2020年度から2024年度までの5年間で100団体とすることを目標に取り組んできており、2025年3月末時点で既に102団体となっている。

さらに、第六次環境基本計画では、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す「地域循環共生圏」の考え方をウェルビーイングないし高い生活の質の実現に向けた「新たな成長」の実践・実装の場として位置付け、「環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」を通じ、ステークホルダーの組織化を支援する環境整備や事業の構想作成を支援する事業化支援を行い、計86地域を支援するなどの取組を実施した。

コラム②：地方独自のウェルビーイング指標作成の取組 富山県の事例

日本の中部地方、日本海側に位置し、人口約99万人（2025年3月時点）を有する富山県では、この25年間、人口減少が大きな課題となっている。また、民間団体が実施する47都道府県別の幸福度調査では、公的統計など、客観的データを基礎とした評価は全国3位と高いのに対し、主観的データ（県民アンケート）を基礎とした評価は全国39位と低く、2つの評価間のギャップを課題として捉えていた。

このような背景から、「GDP（国内総生産）に表象される経済的価値のみでは県民の幸せを捕捉しきれないのではないか」との問題意識の下、2022年2月に、ウェルビーイングを中心概念とする「富山県成長戦略」を策定した。戦略では、「幸せ人口1,000万人～ウェルビーイング先進地域、富山～」をビジョンに掲げつつ、県民のウェルビーイングはもとより、ウェルビーイングを感じられる富山県に多様な人材が集まり、交流が活性化し、それにより新たな産業や価値が創出され、県民のウェルビーイングが更に向上するという、ウェルビーイングと経済成長の好循環を目指している。

富山県の挑戦は、ウェルビーイング指標の策定から始まった。県民のウェルビーイングの現状を把握するため、県職員が中心となり、県民意識調査とその結果分析を経て、独自の指標体系を構築した。調査の結果明らかとなった、年代や性別等によって異なるウェルビーイングの多様性を踏まえつつ、相関分析や因子分析により、県民のウェルビーイングを、

主観的・多面的・持続的な実感や人や地域とのつながりの観点から、全部で10の指標に整理している(図1)。

さらに、県民に「自分ごと」として意識してもらえるよう、全体像を富山県の土壌に育つ花に見立てて視覚的に表現し、広報・啓発に努めている(図2)。こうした取組により、ウェルビーイングの言葉に関する県民の認知度は、2021年には15.6%だったが、2024年には48.3%まで向上した。県では、ウェルビーイングに関する特設サイトも開設し、5分で自分のウェルビーイングをチェックできるツールも公開している。また、指標を活用して、県民の気づき、意識、アクションのきっかけになるような参加・体験型の取組、絵本を通じた広報啓発活動等にも取り組んでいる。

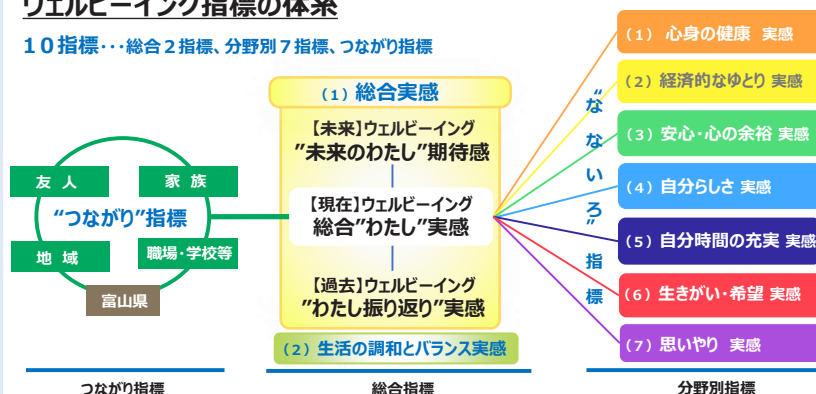
くわえて、富山県では2024年以降、この指標体系に沿って整理した「県民意識調査データダッシュボード」を県庁内で共有し、他の客観的データと共に政策立案に活かしている。主観的データをエビデンスに基づく政策立案(EBPM)に組み込み、ウェルビーイング向上を志向して政策形成を図るという、富山県の取組の今後が期待される。

ウェルビーイング指標の全体像

図1

ウェルビーイング指標の体系

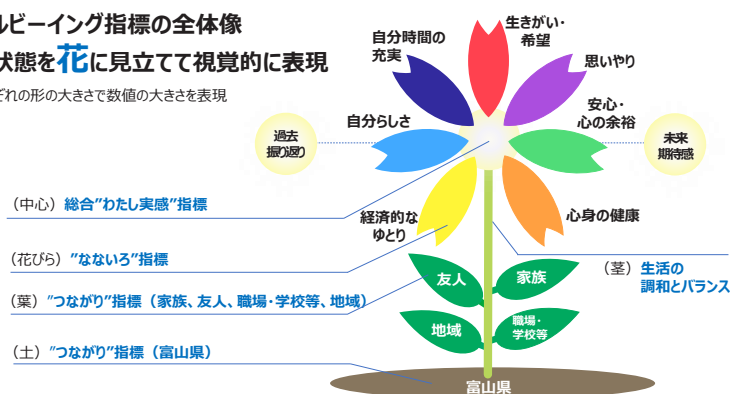
10指標…総合2指標、分野別7指標、つながり指標



ウェルビーイング指標の全体像

…状態を花に見立てて視覚的に表現

※それぞれの形の大きさが数値の大きさを表現



資料：富山県

図2

(AIを始めとする科学技術・イノベーションの活用)

特に国内外の課題の把握と対処において、科学技術・イノベーションが果たす役割は大きくなっており、SDGsの全ての目標を包括的・統合的に解決していくためには、デジタル技術やAI等の革新的技術を最大限活用することが必要である。

特にAIに関しては、日本政府は、AI技術の研究開発、実装、倫理、教育、人材育成などを体系的に計画・推進するための指針や方針をまとめたAI戦略を策定しており、「統合イノベーション戦略2024」のAI分野においては、重要技術に関する統合的な戦略、グローバルな視点での連携強化、AI分野の競争力強化と安全・安心の確保の方策を打ち出している。また、2024年7月、AI戦略会議の下にAI制度研究会を設置し、国内外の事業者、有識者、自治体を含む様々な関係者からの意見を踏まえつつ、AI制度の在り方について検討を行い、政府の司令塔機能の強化や国による調査・情報収集等のAI制度の方向性を示す「中間とりまとめ」を2025年2月に作成した。日本政府は、この「中間とりまとめ」を踏まえて、適正なAIの研究開発・活用を推進するためのAI法案¹¹を同月に閣議決定し、通常国会に提出した。同年5月にAI法が成立した。

さらに、国際社会においては、2023年のG7日本議長国下で立ち上がった「広島AIプロセス」で、「国際指針」や「行動規範」を策定したほか、G7を超えて開発途上国を含む多くの国との連携強化を図るために「広島AIプロセス」の精神に賛同する国々の自発的な枠組みである「フレンズグループ」を立ち上げるなど、安全、安心で信頼できるAIの実現に向けて取り組んでいる。また、2019年のダボス会議において日本が提唱した「信頼性のある自由なデータ流通(DFFT¹²)」を推進するために国際的なルールの整備と実践に取り組んでいる。また、国連において採択されたグローバル・デジタル・コンパクト(GDC¹³)にもとづくものを始めとし、AIを含むデジタル格差の解消のために多国間でのデジタル協力の推進に積極的に取り組んでいるほか、開発途上国のデジタル分野の人材育成や制度構築を支援しており、引き続き開発途上国のAIの環境向上やガバナンス構築を後押しすべく、国際機関とも連携しつつ、協力していく。

¹¹ 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案

¹² DFFT: Data Free Flow with Trust

¹³ GDC: Global Digital Compact

コラム③:「幸せな経済」と持続可能な未来 (千葉宗一郎SDGs推進円卓会議構成員執筆)

はじめに

持続可能な開発目標(SDGs)は、国際社会が直面する課題を解決し、持続可能で包摂的な未来を築くためのグローバルな枠組みである。筆者はこれまで、国内外におけるイノベーションの活性化とその社会実装に従事するとともに、G7及びG20の40歳以下を対象とした公式エンゲージメントグループであるY7/Y20の運営を通じて日本の若者・現役世代が国際的な政策議論に参加できる環境づくりに取り組んできた。本コラムではこれらの経験を踏まえ、SDGsの達成に向けた日本のリーダーシップと若者の役割、さらにイノベーションの重要性について考察する。また、持続可能な未来を目指すために、日本が取り組むべき課題と可能性を探る。

1 持続可能な社会を実現する「Happy Economics」のビジョン

Y7/Y20 Japanでは、持続可能な社会と経済を実現するために、以下の3つの柱を提唱している。これらの柱が相互に作用することで、持続可能な社会を実現できるという考え方に基づいている。

① Health:心、体、地球の健康

持続可能な社会を目指す上で、心身の健康の維持と地球環境の保全の両立が不可欠である。そのためには以下の取組が重要だと考える。

- ・ 個人のウェルビーイングの向上を、デジタル技術を活用しながらも、一人一人の感情や思いに寄り添う視点を大切にして実現すること。
- ・ 予防医療の発展や、健康関連産業・健康経営を促進すること。
- ・ 地球環境の持続可能性を実現すること。

② Growth:企業と個人の成長

創造性や起業家精神を育むことで、経済成長の原動力を形成する。特に以下の点が重要となる:

- ・ 創造性・リーダーシップを育む教育の導入、及び浸透。
- ・ 破壊的なビジネスモデルを生み出すエコシステムの構築。

- ・ 失敗を許容し、何度でも再挑戦できる社会制度の形成と、お互いを妨げることなく、相互に高め合う協力的な風土の醸成。

③ Connection:心のつながり

個人の幸せの決定要因として、経済的要素よりも信頼や共感に基づく人的な「つながり」が重要であるという調査結果がある。多様な人々が地域から世界に至るまでつながりを感じられる社会を実現するためには、以下のような要素が必要なのではないか。

- ・ 世代や背景を超えた相互理解と交流を促進する文化を育てること。
- ・ 地域に根ざしたつながりを強め、自国への理解と国際的な視野を育てる教育を推進すること。
- ・ ジェンダーや多様性を尊重し、誰もが活躍できる制度を整えること。

これらの柱は、SDGs達成に向けて日本が果たすべき役割を具体的に示しており、社会課題を解決しつつ、経済成長を実現するための重要な指針となると考える。

2 日本が示す持続可能な社会へのリーダーシップ

以上のような社会を国内で実現し、さらに、世界にも発展させていくためには、どのような取組が必要なのだろうか。例えば、環境問題は各国が様々な立場にある状況だが、日本は、2050年までのカーボンニュートラル達成を目指し、国際社会の中で着実な進捗を示している。この成功は、環境政策の成果だけでなく、皮肉にも人口減少や経済成長の停滞という課題を強みに転じた結果でもあると、いくつかの調査結果が示している。少子高齢化は経済の制約要因と見なされがちだが、環境負荷軽減という観点からは、持続可能性を強化する要素となり得るなど、従来の「何が良くて何が悪いか」という価値観そのものが変容していく時代に突入しているのかもしれない。

このような時代背景の中で、多くの国が日本と同様の課題に直面していくことを踏まえると、日本は社会・環境・経済価値を統合する社会モデルを示し、国際社会においてリーダーシップを発揮することが求められている。グリーン・トランスフォーメーション(GX)の分野に限らず、AIの急速な発展により社会構造が大きく変化する中で、多様かつ先進的な社会課題を抱える日本だからこそ、持続可能な社会構築の道筋を世界に示し、他国にとってのロールモデルとなる機会がある。特に、欧米が作り上げたルールに従うだけではなく、日本独自の視点から「あるべき社会の姿」のビジョンを作り、国内外に発信していくことが大事なのではないかと思う。

そのためには、学生や20代の若者の意見はもちろん、30代から50代といった現役世代の意見を積極的に取り入れながらも、これまでの時代を築いてきた60代以上の世代が

持つ知恵や豊富な経験とも融合させることで、自国の強みや弱みを正確に把握し、戦略を構築していくことが不可欠だと考える。

3 イノベーションの商業化が鍵となる未来への道筋

日本がSDGsの実現に向けて国際的なリーダーシップを発揮するには、政策だけでなくイノベーションの商業化が不可欠である。現在解決されていない社会課題に対応するには、もちろんイノベーションが必要だが、それは単なる研究開発(R&D)や特許数の多さにとどまっては意味がない。むしろ、破壊的なイノベーションによって既存の事業構造を変え、新たな経済価値を生み出す力が問われている。実際、日本はR&D投資額で世界第5位、特許取得数では世界第3位、知的財産権収入においては世界第1位と、研究開発面では世界トップレベルの実績を持つ¹⁴。一方で、その成果を商業化につなげる力には課題がある。たとえば、ICTサービス輸出は世界第83位、ユニコーン企業の企業価値は第43位、労働生産性の向上率は第111位にとどまっており、経済成長への転換力が十分に発揮されていない¹⁵。加えて、日本のR&Dは既存分野の改良に偏重する傾向があり、今後はグローバルな課題から逆算し、商業化を前提とした戦略的イノベーションへの抜本的な転換が求められる。

Y7/Y20を通じて多くの若者と対話を重ねた中で、SDGsに共感している若者が多くいる一方、SDGsを「自分ごと」として捉えられない理由の一つとして、それが経済価値と直結していない点が挙げられた。特に、経済的に困難な状況にある日本国内では、社会課題の解決に対する漠然とした取組が、若者に限らず一般の人々の共感を得にくい現実がある。そのため、SDGsを達成するには、経済成長を牽引するイノベーションを推進し、それを具体的な商業化へと結びつけることが不可欠である。

この過程において、革新的なベンチャー企業や企業内でのイノベーションの商業化の推進が求められるが、そこでも若者の力は欠かせない。歴史的にも、破壊的なイノベーションの多くは20代から30代の若者、遅くとも40代の起業家から生まれてきた。そのため、現役世代がイノベーションの担い手となるためには、彼らに適した風土や環境、質の高い教育、そしてリソースを提供することが極めて重要である。

しかし、だからといってイノベーションを担う人材を若者に限定する必要はない。イノベーションが活発に創出されている諸外国では、20代から30代の若者に限らず、より幅広い世代が起業や技術革新の推進に積極的に参画していることが確認される。特に、定年を迎えたシニア世代が、セカンドキャリアとして起業する動きが社会的に受け入れられている国も多い。日本もこうした社会構造に転換することで、世代を問わず多様な人材がイノベ

¹⁴ 出所:World Intellectual Property Organization「Global Innovation Index 2023」を基に作成

¹⁵ 同上

ションを生み出しやすい環境が整い、その結果として日本全体のイノベーション推進力や国際競争力の向上につながると考えられる。

4 自前主義からの脱却と国際連携の重要性

過去の日本経済の成功例から学ぶべき教訓の一つに、「自前主義からの脱却」が挙げられる。例えば、日本の自動車産業が世界的に発展したのは、欧米から取り入れた基幹技術を徹底的に改良し、効果的に商業化したことによるものだった。同様に現代においても、世界各国の最先端技術や優れたビジネスモデルの知恵を取り入れ、迅速に商業化へつなげるエコシステムを構築することで、日本は再び持続可能な成長を実現できるのではないかな。

しかし近年、日本では一部の分野で過度な自前主義がイノベーションの進展を妨げている傾向が見られる。特に、AI、GX、その他先端技術の分野では、国際連携や技術導入を通じてイノベーションを加速させることが必要である。これにより、国内外でSDGsの課題解決を進めると同時に、日本経済の競争力を高めることができる。さらに、このような取組は、日本が技術起点や場当たりの新規事業を目指すのではなく、世界を俯瞰した視点から重点分野を特定し、「この分野で起業すべきだ」といった明確なメッセージを若者に伝えることにもつながるのではないかな。こうした方向性は、未来を切り開く若者にとって、大きな指針となると考えられる。

5 結論

日本が持続可能な社会を実現し、SDGs達成に向けた国際的なリーダーシップを発揮するためには、環境・経済・社会価値を統合した社会モデルを構築し、それを世界に発信していくことが重要である。そのためには、学生や20代の若者の意見はもちろん、30代から50代の現役世代の視点を積極的に取り入れながらも、これまでの時代を築いてきた60代以上の見識と融合させることで、日本が抱える課題や可能性を正確に把握し、新しい価値観に基づいた実効性の高い社会モデルを構築することが求められている。

また、現役世代がイノベーションの担い手として活躍できるよう、挑戦を促す風土、質の高い教育、十分なリソースの整備が不可欠である。歴史を見れば、革新的なビジネスモデルの多くは若い世代から生まれており、その潜在力を社会全体で支える体制の構築が重要である。さらに、自前主義を脱却し、世界の最先端技術や知見を柔軟に取り入れることで、日本は競争力を高めると同時に、現役世代に対して「この分野で挑戦すべきだ」という明確なビジョンを提示できる。

これらの取組を通じてイノベーションが活性化されることで、すべての世代が健康に生き、成長を実感し、深いつながりを持ちながら暮らせる社会——そんな「幸せな経済(HAPPY ECONOMICS)」が実現したとき、日本は持続可能な未来を牽引する国家として、世界のロールモデルになっているのではないかな。

重点事項②

「誰一人取り残さない」
包摂社会の実現



重点事項②:「誰一人取り残さない」包摂社会の実現

「誰一人取り残さない」とのキーワードは、2030アジェンダの根底に流れる基本的理念である。各国の体制や価値観の違いを超えた連帯が必要であることから、日本は、改めて「誰一人取り残さない」というSDGsの原点に立ち返り、「人間の尊厳」を国際社会全体の連帯を支える中核的な理念として打ち出し、「誰一人取り残さない」包摂社会の実現に取り組んでいる。

持続可能な経済・社会では、一人一人が豊かさとうエルビーイング(身体的・精神的・社会的に幸せな状態)を実感できなければならない。日本の少子高齢化が急速に進む中で、年齢に関わりなく誰もが活躍でき、多世代が共に安心して暮らすことができ、高齢者の加齢に伴う心身の変化に対応できる経済・社会の構築が求められている。日本では、国民皆保険制度・医療システムに加え、地方自治体、企業、民間団体等の取組もあり、健康寿命は延伸している(後述「5. 各目標の達成状況」目標3参照。)。一部の地方自治体は、企業等と連携し、データと最先端の科学的知見も活用した先進的な取組も進めている(後述「コラム⑤:広がる共助の取組」参照。)。

2021年に任命された孤独・孤立対策担当大臣を司令塔に、政府一体となって孤独・孤立対策を推進してきた。2024年4月には、孤独・孤立対策推進法が施行され、同年6月には、同法に基づく「孤独・孤立対策重点計画」が策定された。これらに基づき、地方自治体、NPO等への支援や孤独・孤立状態の予防の強化等に取り組んでいる。

また、地域コミュニティにおける個人と地域全体のウェルビーイングの向上については、「社会教育¹⁶」が、「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、地域コミュニティの基盤となる人々の共感的・協調的な関係を育む上で、重要な役割を担っている。例えば、各地の公民館等の社会教育施設では、SDGsの普及・啓発に関するものを含め、地域のニーズに根ざした各種講座が開催され、地域住民の学びの拠点となっている。

さらに、持続可能な経済・社会の構築のためには、未来を担うこども・若者の積極的な関与が不可欠である。2023年4月には、こどもに関連する政策を一元的に推進し、「こどもまんなか社会」の実現を目指して、こども家庭庁が発足した。こども・若者から個別の政策について意見を聴取し、政策に反映させる取組も進められている。

SDGsの基本理念である人権の尊重とジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値として、SDGsの全ての目標の実現に不可欠なものである。女性活躍・男女共同参画の取組により女性の就業率も上昇している。一方、世界経済フォーラムが毎年発表している「ジェンダー・ギャップ指数¹⁷」における日本の順位は2024年には146か国中118位となるなど、克服すべ

¹⁶ 社会教育法(昭和24年法律第247号)において、「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。」とされている。

¹⁷ 世界経済フォーラム(World Economic Forum)が発表する「グローバル・ジェンダー・ギャップ・レポート2024」にあるジェンダー・ギャップ指数(Global Gender Gap Index)

き課題も存在する。性犯罪・性暴力対策については、政府、議会及び市民社会の連携により様々な取組が進められている（後述「5. 各目標の達成状況」目標5参照。）。また、「ビジネスと人権」に関する行動計画を着実に実施し、今後の見直しも踏まえ、引き続きSDGs達成に向けた取組を推進する。

新型コロナウイルス感染症が世界的に広がりを見せる中、2021年、スポーツの力でSDGsを進めることを目標に東京2020大会が開催されたことを契機に、バリアフリー法が改正され、多くの公共スペースで障害の撤去が更に進められた。民間団体により、障害者を含む全ての人が使用者の視点で作るICTを活用したバリアフリー地図の整備も進められている。

（健康・長寿の達成）

日本は、50年以上にわたる国民皆保険制度並びに優れた医薬品、医療機器及び医療技術・サービスを誇る日本の医療システムを通じて、世界一の健康長寿社会を実現した実績を有している。日本の健康寿命は、男性72.57年、女性75.45年（2022年）となっており、2010年（男性70.42年、女性73.62年）と比べ、男性で2.15年、女性で1.83年延伸している。これは、同期間中の平均寿命の伸び（男性で1.50年（79.55年から81.05年）、女性で0.79年（86.30年から87.09年））を上回るものとなっている。

日本政府は、国民が主体的に取り組むことができる新たな国民健康づくり運動として「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を推進している。2013年度から開始した「健康日本21（第二次）」は開始10年目に最終評価報告書を取りまとめた。前述の健康寿命の延伸に加え、がん及び脳血管疾患・虚血性心疾患の死亡率の減少、低栄養傾向の高齢者の割合の増加の抑制などの項目は目標を達成した。一方、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少、睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少など悪化している項目も確認された。

2024年度から新たに開始した「健康日本21（第三次）」においては、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」に向けて、①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②個人の行動と健康状態の改善、③社会環境の質の向上、④ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを基本的な方向として取組を推進している。

また、近年、がん、循環器病、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患（COPD¹⁸）などを非感染性疾患（NCDs¹⁹）という概念で一括りに捉え、包括的な社会政策として取り組むことが国際的な潮流となっている。NCDsの発症や重症化は、個人の意識や行動だけでなく、個人を取り巻く社会環

¹⁸ COPD: Chronic Obstructive Pulmonary Disease

¹⁹ NCDs: Non Communicable Diseases

境による影響が大きいため、地域、職場等における環境要因や経済的要因等の幅広い視点から、社会政策として包括的に健康対策に取り組む必要がある。

企業等が従業員の健康保持・増進に戦略的に取り組む「健康経営」を推進することも重要であり、健康経営に取り組む企業等がより評価される環境の整備等を行うため、健康経営に関する顕彰制度（健康経営銘柄、健康経営優良法人）を実施している。

また、栄養バランスに配慮した食生活の実践等により生涯を通じた心身の健康を支えることが重要である。日本は、食育基本法及び2021年3月に食育推進会議決定された第4次食育推進基本計画に基づき食育を推進している。第4次食育推進基本計画では、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進を重点事項の一つとして掲げている。国民の健全な食生活の実現及び環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現に向けて、栄養バランスに優れた日本型食生活の普及、大人を対象に日々の消費行動をより健全なものへと転換するための食育等の取組を重点的に推進する。あわせて、食育の推進に向けて、学校、企業、生産者等の様々な主体を巻き込んだ国民運動を展開する。

さらに、こころの健康も重要である。「健康日本21(第三次)」では、国民一人一人の健康への取組の基盤として、社会とのつながりやこころの健康の維持・向上などの社会環境の質の向上が必要であることを確認しており、こころの健康と向き合い、健やかに暮らすことのできる社会づくりに資する取組を推進している。

コラム④：少子高齢化社会

（少子高齢化の現状）

日本の65歳以上人口は、総人口1億2,380万人に対し、3,624万人となり、その割合は29.3%である（2024年10月時点）。これが、2040年には約35%となると推計される。さらに、2025年は団塊の世代が75歳となることから、75歳以上人口が全人口の約18%であり、国民の約4人に1人が75歳以上という「超高齢化社会」となる。このような人口構造の変化に伴う様々な課題が顕在化しており、日本は課題先進国として、対応を検討しているところである。

（高齢化対策）

日本は、2018年2月に閣議決定された「高齢社会対策大綱」に従い、①年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力を活かして活躍できるエイジレス社会を目指す、②地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る、③技術革新の成果が可能にする新しい高齢社会対策を志向する、との3つの基本的な考え方に則り、高齢社会対策を推進してきた。また、

2024年9月には、新たな「高齢社会対策大綱」が閣議決定され、①年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築、②一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築、③加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築の3つの基本的な考え方に則り、各種施策を推進することとしている。

年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備として、特に高年齢者の雇用については、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」において、65歳までの雇用が確保されるよう定め、スキルアップやリスクリングの推進を図る等、意欲ある高齢者が年齢に関わりなく、生涯現役で働き続けることができる社会の実現に向けた取組を推進している。

（高齢社会に適したまちづくり）

多世代が共に安心して暮らせる社会の実現のためには、誰もが自由に移動できる環境を整えることが必要である。高齢者を始めとした地域住民の移動手段の確保、地域公共交通の再構築といった取組を加速化している。公共交通機関や建築物等のバリアフリー化をより一層推進していく。また、地域の移動支援サービスの強化とともに自動運転技術や運転支援システムの開発と普及も推進していく。

今後、一人暮らしの高齢者の増加が見込まれる中で、高齢期においても地域で安全・安心に暮らせるようにすることが必要である。また、年代を超えて、地域において共に生き、共に支え合う社会の構築に向けて、幅広い世代の参画の下で地域社会づくりを行うことができる環境を整備していくことで、地域のセーフティネット機能を高めていくことが重要である。

（技術革新による新しい対策）

高齢者の自立支援等による生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減を実現するため、医療機器、介護テクノロジーについて、民間企業と研究機関の連携を促進する。また介護分野においては、CARISO²⁰を通じて研究開発から上市に至るまでの総合的な支援を実施する。高齢期にかかりやすい疾病等について、その病態や発症機序解明等の研究を進め、創薬を加速化する。ゲノム科学等先端科学技術の活用等により、新たな医療技術の研究開発や臨床応用を進め、効果的な保健医療技術の確立も目指している。

（全世代型社会保障の構築）

これに加え、日本政府は、全ての人々が基礎的な保健医療サービスを、必要なときに、負担可能な費用で享受できるUHCを構築しており、国民皆保険制度を通じて世界最高レベ

²⁰ CARISO: CARE Innovation Support Office

ルの平均寿命と保健医療水準を実現している。今後も、持続可能な社会保障制度の構築に向け、能力に応じ全世代が支え合う「全世代型社会保障」構築を目指している。

（少子化対策）

さらに、日本政府は、少子化トレンドの反転に向け、2023年12月に「こども未来戦略」を策定した。この中では、若者が希望どおり結婚し、こどもを持ち、安心して子育てできる社会を目指し、若者の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する、との3つの理念を掲げた。これを実現すべく、「加速化プラン」において、児童手当の拡充、「こども誰でも通園制度」の創設、柔軟な働き方の推進など、前例のない規模でこども・子育て支援を抜本的に強化し、着実に実施しているところである。

（包摂的な共生・共助社会づくり）

2021年に任命された孤独・孤立対策担当大臣を司令塔に、政府一体となって孤独・孤立対策を推進してきた。2024年4月には、孤独・孤立対策推進法が施行され、同年6月には、同法に基づく「孤独・孤立対策重点計画」が策定された。これらに基づき、地方自治体、NPO等への支援や孤独・孤立状態の予防の強化等に取り組んでいる。

また、高齢者・障害者の見守りネットワークの構築、NPOや地方自治体と連携した、相談支援や生活困窮者支援の拡充も進めてきたほか、地域コミュニティの強化やこどもの居場所づくりの推進等にも力を入れている。

日本政府は、「障害者基本計画」を策定し、共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するための施策等の推進を図っている。また、東京2020大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図るため、バリアフリー法²¹を改正し、公共交通機関、公共施設、商業施設など多くの場所でバリアフリー化が進展した。くわえて、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける「心のバリアフリー」の意識の浸透を目指している。2024年には、民間事業者での合理的配慮の提供を義務付けるとともに、当事者参画の下で「障害者に対する偏見や差別のない共生社会に向けた行動計画」を策定し、社会全体で「心のバリアフリー」に関する取組を強化することとした。2025年の大阪・関西万博においても、更なるバリアフリー化に努めている。

²¹ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

また、2024年に改正された「食料・農業・農村基本法」では、「食料安全保障」を国民一人一人の食料の入手の観点を含めたものとして定義した上で、その確保を基本理念の一つとして「食料の円滑な入手の確保」に必要な施策を講ずることとし、同法に基づき、2025年4月に策定した「食料・農業・農村基本計画」に具体的施策を位置付けた。これらに基づき、経済的理由により十分な食料を入手できず、健全な食生活を実践できていない者及び高齢化や地元小売業の廃業、既存商店街の衰退等により食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる者（いわゆる「買物困難者」）の増加を踏まえ、そうした者への多様な食料の提供に向けて、地方公共団体や食品事業者、物流事業者、フードバンク、こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援しているほか、食品提供の質・量の充実に向けたフードバンク・こども食堂等の取組やラストワンマイル配送等の支援を進めている。

さらに、認知症高齢者や障害者等の配慮を要する消費者を見守る「消費者安全確保地域協議会」が全国で540以上の地方自治体で設置され（2025年3月末時点）、地域の消費生活センターや福祉部門が連携して、消費者被害の未然防止や被害救済に向けた地域の見守り活動を進めてきた。

2016年12月に成立した「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づき、2019年から休眠預金等活用事業が開始した。2025年3月末時点で、助成・出資予定総額は約362億円（累計）、事業数は約1,350件（累計）となっている。同事業は、公的な制度では対応することが難しい社会課題の解決を対象とし、そのうち7割程度が子ども・若者支援や生活困難者支援といった社会的弱者や社会的包摂性の促進を支援するものである。

コラム⑤：広がる共助の取組

【事例1】愛知県豊田市「ずっと元気！プロジェクト」～官民連携介護予防の取組～

日本の中部に位置し、人口約42万人を有する愛知県豊田市では、2020年のデータによると高齢化率は23.1%に達し、年々高齢化が進んでいる。「ずっと元気！プロジェクト」は、2021年7月に開始され、2026年6月までの5年間を事業期間として、スポーツ、趣味、コミュニケーションを含む多彩な介護予防プログラムが展開されている。同プロジェクトは、こうしたプログラムにより、将来の介護費用の抑制に取り組むというものである。

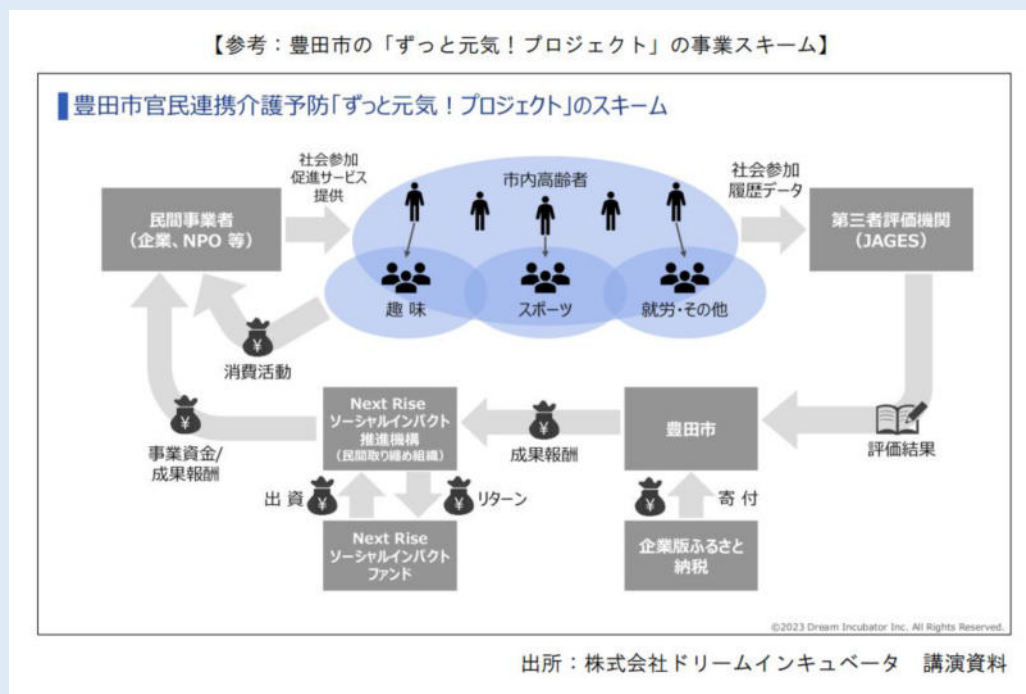
同プロジェクトの背景には、急速に進む高齢化に伴う介護リスク増大の懸念があった。これに輪をかける形で、新型コロナウイルス感染症により、高齢者の外出が抑制され、更なるリスクの増大が想定された。こうした事態を踏まえ、趣味、運動、就労等により高齢者の「社会参加機会・社会活動量」を増加させ、介護リスクの低減を図り、人との様々なつながりを

得ることに加えて「生きがい」や「楽しみ」を得ることで、より「幸せ」を感じられる暮らしの実現を目指すために同プロジェクトが開始された。

同プロジェクトは、社会課題の解決のために民間企業のノウハウと資金を活用し、成果報酬型で実施するソーシャルインパクトボンド（SIB²²）という手法を活用している。5年間で5億円が投入されており、株式会社ドリームインキュベータが、豊田市と連携しながら、各事業者を取りまとめプロジェクト全体をマネジメントしている。具体的な数値目標（5年間で10億円の介護費用削減）に基づく評価・管理が行われているのが特徴である。実際のインパクトは、一般社団法人日本老年学的評価研究機構（JAGES²³）が第三者評価を行ったところ、2年目時点で約3.7億円の効果が推計されており、最終的に10億円の削減目標も達成できる見込みとなっている。

この取組には、多くの地元事業者が参加している。地元企業のネットワークづくりは地元のNPO法人「働く人の笑顔創り研究所」が担っており、同研究所は株式会社ドリームインキュベータの子会社であるNext Riseソーシャルインパクト推進機構と連動してプロジェクトに参画している。単発的なイベントで終わらせず、継続的に高齢者の人の支援ができることを重視している。

このように、豊田市では、民間事業者やNPOと行政の連携によって介護予防の取組の充実が図られている。



²² SIB: Social Impact Bond

²³ JAGES: Japan Gerontological Evaluation Study

【事例2】全国の生活協同組合の地域社会づくりへの取組

生活協同組合(生協)は、「消費者生活協同組合法」に基づいて設立される協同組合の一つであり、利用者である組合員自身が出資し、意思決定や運営を行う団体である。「みんなで出資し、みんなで運営し、みんなで利用する」という点が特徴である。2023年度の組合員数は3,063万人であり、総事業高は3兆7,379億円(約250億米ドル²⁴)である。事業種類では、宅配や店舗での商品供給、共済、医療・福祉など暮らしを支える事業を行っている。

生協は、宅配事業のインフラを活用した「地域見守り活動」を1,300市区町村との間で協定を締結して展開している。これは、1,741ある全市区町村の74.7%に当たる(2025年1月時点)。具体的には、宅配物がそのまま残っていたり、インターホンに答えなかったり、電気がつけっぱなしだったりすると宅配員が異変に気づき、あらかじめ登録のある緊急連絡先に連絡を行い、緊急の場合は病院や警察へ連絡を行う。旅行や入院で不在だったということもあるが、自宅内で倒れていたという緊急事態も確認されている。また、各都道府県との間で包括連携協定を締結し、地元の人々の暮らしを支える活動も行っている。一例を紹介すると、岩手県普代村では、高齢化が進み、料理をするのが難しくなった人に栄養バランスの食事を届ける夕食宅配サービス事業を開始している。配達員が食事を届けることで見守り活動にもなり、高齢者世帯の安全で、安心な暮らしに寄与している。

また、地域の課題解決を図る取組を行う組織との連携も進めている。2021年4月から、買い物困難などの地域の課題を解決する取組や生活困窮者への支援を行う組織等に対し、都道府県の許可を受けて、生協が物品を供給することが可能となった。その他、買い物

が困難な高齢者を自宅から店舗まで送迎する無料の送迎車を運営している。曜日と時間を決めて毎週乗り合い方式で実施している。「お店へ出かけて、自分で商品を選ぶ」という



コープお買い物送迎カーの様子
(写真:コープかがわ)

²⁴ 2023年度の為替レート1米ドル/149.65 円を基に、参考として事務局にて計算

生協は、コミュニティの持続可能な発展のために活動している組織として、安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向けて積極的に取り組んでいる。また、組合員自身が生協の様々な取組に参加して、主体性を育み、成長の喜びと人生が豊かになる実感を得るなど、様々な価値が生まれている。こうした活動は、SDGsの達成につながる取組の優良事例(グッドプラクティス)と言える。

【事例3】休眠預金等活用制度による「誰一人取り残さない」包摂社会の実現

休眠預金等とは、10年以上、入出金等の取引がない預金等のことで、年間1,300～1,600億円程度発生している。「休眠預金等活用制度」に関する法律が2016年12月に制定され、2018年1月に施行されたことを受けて、一般財団法人日本民間公益活動連携機構(JANPIA²⁵)が、2019年1月、同法に基づく「指定活用団体」として指定を受けた。JANPIAは、そのビジョンである「誰一人取り残さない持続可能な社会作りへの触媒に。」にあるように、SDGsの理念に則り、誰一人取り残すことなく未来の子ども達に持続可能な社会を引き継ぐため、社会課題の解決に革新的な手法でチャレンジし続ける担い手を支える触媒になることを目指している。

預金保険機構からJANPIAに交付された休眠預金等は、民間団体が行う以下の3分野の活動に活用されている。

- ・子ども及び若者の支援に係る活動
- ・日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
- ・地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動



2025年3月末時点、助成・出資予定総額は約362億円(累計)、事業数は約1,350件(累計)となっている。休眠預金等活用事業は、SDGsの17の目標を網羅的に対応しており、そのうちSDGsが重視する人権尊重及び社会的包摂性を推進する事業が約7割程度占める。特に、目標1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」、目標3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」、目標4「包摂的かつ公正な質の高い教育の提供と生涯学習の促進に向けた取組」、目標5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」、目標8「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセ

²⁵ JANPIA: Japan Network for Public Interest Activities

ント・ワーク)を促進する」、目標11「包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する」及び目標17「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」に関する事業が多い。

(こども施策の抜本的強化と教育振興)

こども²⁶を取り巻く厳しい環境等を背景に、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を日本社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔として、2023年4月にこども家庭庁を創設した。同時に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法律である、こども基本法が施行された。同年12月には、こども基本法に基づき、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策の基本的方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定され、こども施策の抜本的強化が図られている。こども・若者から個別の政策について意見を聴取し、政策に反映させる取組も進められている。

また、日本は、幼児教育・保育の無償化(2019年10月から実施)、幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上への取組、高等教育の修学支援新制度(2020年4月から開始。授業料等の減免及び給付型奨学金の支給を併せて実施する制度)等による経済的支援の充実などに取り組んできた。障害のある児童生徒の教育についても、その一層の充実を図るための学校における特別支援教育の推進及び学校卒業後の障害者の生涯学習を推進する教育・学習環境整備に取り組んできている。また、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け「GIGAスクール構想」を推進するとともに、学習者用デジタル教科書の活用を推進している。

さらに、第4期教育振興基本計画において、「持続可能な開発のための教育(ESD²⁷)の推進」を基本施策の一つとして記載するとともに、現行の学習指導要領においては、ESDの目的である「持続可能な社会の創り手」となることができるようにすることを掲げている。ESDは、SDGsの全ての目標の実現に寄与するとされており、日本では、ユネスコ憲章²⁸に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校である「ユネスコスクール」をESDの推進拠点と位置付けている。日本のユネスコスクールは1,000校を超えており、世界最多となっている。また、SDGsが目指す持続可能な社会の構築を目的とする環境教育等促進法に基づき、環境教育・ESDも推進しており、教職員等研修、体験学習の推進、情報発信、表彰制度による取組奨励等を行っている。その他、地方自治体、NGO、NPO、企業といったESDに関わる多様な主体が分野横断的に協働・連携してESDを推進することが重要であることから、

²⁶ 「こども」の用語については、こども基本法第二条の定義に従い「こども」としている。

²⁷ ESD: Education for Sustainable Development

²⁸ 「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」(憲章前文)

各地のESD活動支援センター等を活用してESD推進ネットワークを構築し、ESDに関する情報収集・発信、地域間の連携・活動支援等を行っている。

くわえて、日本政府は、日本ユニセフ協会と共に、中学3年生の社会科授業での活用を念頭に置いたSDGs学習用の副教材を作成している。同副教材は、2018年以降、毎年情報を更新しながら全国約1万の中学校等に配布されている。同副教材と連携したSDGsを学べるWEBサイト「SDGs CLUB」(日本ユニセフ協会作成)へのユニークアクセス数は、年間1,770万件(2024年)を超えている。

持続可能な社会の実現に向けては、次世代を担うこどもたちが自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深め、感謝の念を育むとともに、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることが重要である。日本は、第4次食育推進基本計画に基づき、学校給食における地場産物の活用や農林漁業体験機会の提供、栄養バランスに配慮した食生活の重要性等の食について学ぶ機会の充実等を通じて、食や農林漁業への理解増進と健全な食生活の実践促進に取り組んでいる。

一方、様々な事情で学校に通えない不登校の状況については、2023年度調査において、小・中学校の不登校児童生徒数が約34万6,000人、そのうち学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない児童生徒数が約13万4,000人となるなどの結果が明らかになった。こうした状況を踏まえ、日本政府においては、2023年に策定した「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」に基づき、こどもたちに寄り添い、全ての児童生徒が安心して学ぶことができる学習環境づくりに取り組んでいる。

コラム⑥:こども施策の抜本的強化 ～こども家庭庁の創設～

(こども家庭庁創設について)

2023年、日本政府は、こども家庭庁を新たに創設した。こども家庭庁は、こどもや家庭に関連する政策を一元的に推進し、より効果的な支援を提供することを目的としている。従来のこども政策は、少子化社会対策基本法や子ども・若者育成支援推進法等に基づき、日本政府が各種の施策に取り組んできたが、児童虐待の相談対応件数や不登校児童生徒数及びいじめの重大事態件数が依然として多い状況であるなど、こどもや家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっていた。

こうした背景の下、2021年12月21日に、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を日本社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設することが閣議決定された。2022年6月15日には「こども家庭庁設置法案」が成立し、2023年4月1日にこども家庭庁が正式に発足した。

こども家庭庁は、こどもが自立した個人として健やかに成長できる社会の実現を目指し、こどもや家庭の福祉増進、保健向上、子育て支援及びこどもの権利利益の擁護に関する事務を行う。また、これまで複数の省庁が別々に担当していたこども政策を一元的に所管し、新規の政策課題に取り組む役割を果たす。

(こども家庭庁創設以降の主な進展)

こども家庭庁は、3.6兆円(約240億米ドル²⁹)規模の「加速化プラン」を示した「こども未来戦略」の策定、子ども・子育て支援法等の改正法³⁰の成立、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」の策定、こども性暴力防止法³¹の制定など、重要な施策を推進してきた。

今後も「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども施策を総合的に推進し、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求を支援するとともに、少子化のトレンドを大きく変え、日本の未来を担う人材を社会全体で育むことに全力で取り組む必要がある。具体的には、「こども未来戦略」に基づく施策の迅速な実行、こどもを性暴力から守る施策、こどもの安全対策、虐待や自殺、いじめ防止、不登校対策に着実に取り組んでいく。

(こども・若者の権利の周知、社会参画と意見反映)

²⁹ 2023年度の為替レート1米ドル／149.63円を基に、参考として事務局にて計算

³⁰ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律

³¹ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

こども大綱は、こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知するとしており、これに基づいた周知啓発に取り組んでいる。2024年からは、日本ユニセフ協会と共催で、こどもの権利の普及啓発を目指す「こどものけんりプロジェクト」を推進している。また、こども大綱では、こども施策に関する基本的な方針の一つに「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」ことを据え、こども施策を推進する上で必要な事項として、「こども・若者の社会参画・意見反映」を掲げている。こども基本法の基本理念を踏まえると、「こども・若者の社会参画と意見反映」を車の両輪として進めていくことが求められている。この点に関し、同法の趣旨を踏まえ、こどもや若者から政策に関して意見を聴取し、政策に反映させる取組である「こども若者★いけんぷらす」を2023年度に開始した。2024年度には、22テーマで延べ約1,900名のこども・若者から意見聴取を実施した。この取組では、各府省庁が設定したテーマだけではなく、こども・若者から発案のあったテーマについての意見聴取も実施している。

（ユース・若者の参画）

SDGs達成に向けた推進活動を行うユース・若者団体は多数存在する。一例として、2018年に第6回SDGs推進本部で設立が決定された「次世代のSDGs推進プラットフォーム」は、若者によるSDGs推進活動を行ってきた。2025年3月時点で、同プラットフォームには、G7/G20 Youth Japan、公益社団法人日本青年会議所(日本JC)及び持続可能な社会に向けたジャパンユースプラットフォーム(JYPS³²)が所属している。

前回VNRを実施した2021年以降、SDGs推進円卓会議に同プラットフォームの構成員がユース・若者代表として加わった。また、2023年12月に改定したSDGs実施指針では、「若い世代の意味ある参画の拡大の取組」を掲げ、2024年に10月にユース・若者代表を2名に増やした。2024年4月に上川外務大臣の下、各界の有識者の参画を得て立ち上がった「国際社会の持続可能性に関する有識者懇談会」に同プラットフォームから1名参加し、SDGsの期限年である2030年以降も見据えた成長と持続可能性の確保の在り方について、若者としての意見を発表した。

同プラットフォームの活動として、2022年、2023年及び2024年の国連経済社会理事会(ECOSOC³³)ユースフォーラムに日本代表として出席し、日本の若者の意見を発信した。2024年には、国連未来サミットに向けた活動として、7月に「上川外務大臣とユースとの対話イベント」へ参加、9月に国連未来サミットへ同プラットフォームの1名を含む計5名の若者が日本政

³² JYPS: Japan Youth Platform for Sustainability

³³ ECOSOC: United Nations Economic and Social Council

府代表団の一員として参加し、未来サミットの成果文書でも若者の重要性が確認された。また、同年12月にシュタイナー国連開発計画(UNDP³⁴)総裁の訪日を機に開催されたイベントへの参加など、若者の意義ある参画に関する意見等を発信した。

日本は、防災意識の啓発や国土強靱化を担う将来のリーダー育成を目的に、2016年から6回にわたり「世界津波の日」高校生サミットを開催し、国内外から計2,163名の高校生が参加した。2024年10月に熊本で開催された同サミットの際に議長・副議長を務めた高校生は、同年11月に国連本部で開催された「世界津波の日」啓発イベントにも登壇し、同サミットの成果を世界に向けて発信した。

コラム⑦:次世代のSDGs推進プラットフォーム

本コラムでは、次世代のSDGs推進プラットフォームを構成する3団体がそれぞれの団体の概要や活動について執筆し、紹介する。

持続可能な社会に向けたジャパンユースプラットフォーム(JYPS)

(団体概要)

JYPSは、2015年に設立され、日本の若者の声を集約し、それらを政策提言として日本政府や国連、市民社会に届ける場を創設している団体である。多様なバックグラウンドを持つ若者の意見や想いをイベントの開催や意見調査によって集約し、日本政府との意見交換会や国際会議への意味のある参画を通して、若者の意見が反映される持続可能な社会の創設に取り組んでいる。

(活動実績)

JYPSでは、2025年のVNRに関連して Voluntary Youth Review(VYR)を発表するために、日本の若者の声や状況の調査を行った。SDGsの17目標を基に「格差・貧困・ジェンダー」、「教育・ウェルビーイング」、「環境・気候・生物多様性」及び「ユース参画」の4つのテーマに絞り、アンケート、インタビュー及びディスカッションイベントを実施した。

「格差・貧困・ジェンダー」では、経済状況が高等教育進学に与える影響や地域による学習環境の格差、進路の固定化が明らかとなった。ジェンダーの影響も大きく、進学や学習環境に関して性別に関する制約を感じる若者が増加していることが分かった。

「教育・ウェルビーイング」では、校外活動や実践的なテクノロジー活用及び実用的な英語使用の機会を求める声が上がった。包括的性教育に関しては認知度が低く、全ての学校での導入が望まれていた。ウェルビーイングについては、概念への理解があるものの、具体的

³⁴ UNDP: United Nations Development Programme

な意味については統一された価値観がなく、無関心層も存在していた。

「環境・気候・生物多様性」では、気候変動や生物多様性の重要性に対する認識が高かったものの、理解度の低さや情報不足が行動変容を促す上での課題として浮かび上がった。他方で、自然との関わりや議論の機会が問題解決への意識を高めることが分かった。原子力発電については、長期的な廃止を望む声が大多数を占めた。

「ユース参画」では、未来に対して肯定的な見解を持つ若者が多い一方で、政治への関心が低いという意見も多かった。その解決には、若者と大人が対等に対話できる場の提供が求められ、社会問題に取り組む団体や意思決定機関への参加を望む若者が多いことが明らかになった。

この結果は、報告書として日本政府各府省庁や国際機関などに手交し、若者の現状や課題の反映に向けたアドボカシー活動を展開している。

(国際会議における意味のあるユース参画)

SDGsの理念である「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現には、国境、分野、セクター、そして世代を超えた協働が欠かせない。アントニオ・グテーレス国連事務総長が「国連内外を問わず、意義深く多様で効果的なユースの参画は持続可能な開発目標の達成に不可欠である」と述べたように、意味あるユース参画は保障されるべきである³⁵。日本政府には、次世代プラットフォーム構成員を始めとした日本の若者を政府代表団として国際会議へ派遣することが推奨される。

ECOSOCユースフォーラムは、若者たちが世界レベルでの政策議論に貢献するため、ECOSOCが主催する重要な会議である。2024年の会議において、日本代表団の1名が、アジア地域の若者の欧米中心で開催される会議への地政学的な参画の障壁について発言し、同地域の若者から多くの支持を得た。今後も、国際会議における日本の若者のプレゼンス向上を推進するとともに、政治や利害関係を超えた若者の視点から協力関係を強化していくことが重要である。

国連未来サミットは、SDGsの達成と進化する新たな課題に取り組むための具体案を検討することを目指して開催された。同サミットの成果文書「未来のための約束」では、持続可能な開発、平和と安全保障、人権、グローバル・ガバナンスの変革、デジタル、若者や将来の世代など、多岐に渡る課題解決を推進することが合意された。特出すべき若者及び将来世代に対する具体的な行動指針は、以下のとおりである。

³⁵ United Nations ‘Young People’s Meaningful Involvement Vital for Advancing Sustainable Development Goals, Speakers Stress as Youth Forum Concludes’
<https://press.un.org/en/2022/ecosoc7076.doc.htm>.

- 若者にとって不可欠なサービスへの投資を拡大し、彼らが自国の社会経済開発に完全に参加できるよう確保することを約束していること(行動36)
- 全ての若者の人権を促進・保護・尊重し、社会的包摂と統合を促進すること(行動37)
- 地域レベルからグローバルレベルまで、あらゆるレベルでの意思決定プロセスにおける若者の有意義な参加を強調していること(行動38・39)

また、国連未来サミットに向けた事前イベントとして、「#YouthLead(ユースが主導する)」をテーマに掲げた企画が行われ、日本の若者も議論に参加した。会場参加者対象のアンケートでは、現状の若者の参画を「Tokenism(お飾り)」と評価する意見が大多数を占め、意味のある若者の参画の機会の増加が求められている。

行動指針に基づき、(1)主権者教育の強化、(2)地域や経済格差に囚われない中長期的な参画や意見交換の機会の設定、(3)参画におけるリスク(ハラスメントや誹謗中傷、学業への支障など)から若者を守る仕組み作り、(4)情報アクセス保証、(5)意思決定・実行プロセスに関する説明責任の強化など具体的な前進を積み重ねることが、更に意味ある若者の参画の推進、ひいては持続可能な社会の実現に貢献すると考える。

公益社団法人日本青年会議所(日本JC)

(団体概要)

日本JCは、1949年、明るい豊かな社会の実現を理想とし、責任感と情熱をもった青年有志による東京青年商工会議所設立からスタートした。「修練」、「奉仕」及び「友情」の三つの信条の下、より良い社会づくりを目指し、ボランティアや様々な社会課題に積極的に取り組んでいる。

(活動実績)

日本JCは、2011年から毎年、JCI JAPAN グローバルユース国連大使育成事業を主催している。この事業は、国際関係や世界平和について学び、将来海外で活躍する人財を育成するものである。毎年、日本全国の中高生を大使として選拔し、国内外で研修を開催している。

2023年度には、計3回の国内研修を開催し、海外研修においては、カンボジアで、「Smile by Waterキャンペーン」を通じて日本JCが支援した井戸や養鶏場などを見学し、SDGsの目標6「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」の課題解決に向けた国際支援活動等について学んだ。また、東京ビッグサイトでフォーラムを開

催し、堀井外務副大臣を招いて参加者が抱えているSDGsの達成に向けた課題や困難について活発な意見交換を行った。さらに、ニューヨークでは、国連本部を訪問し、中満泉国連事務次長を表敬した。くわえて、国連日本政府代表部、在ニューヨーク日本国総領事館も訪問した。ニューヨークの地元高校生とのランチ交流会では、ピザを食べながら平和について語り合うとともに、国連Youth Envoyとの意見交換を通じ、若者の発信力の持つ影響力や正しい理解と情報発信の重要性について理解を深めた。

2024年度は、国内研修において、ユース大使たちは、スリランカ生まれのタレントで社会学者のにしゃんた氏から多様性について、広島文化センター（広島平和記念資料館）理事長を歴任したスティーブン・ロイド・リーパー氏から戦争と平和について、そして海外で活躍する日本人である藤本正樹氏から日本と海外の文化の違いや海外の教育の現状についてそれぞれ講演を聞いた。3回の国内研修を通して、世界平和実現のために自分たちができることを考え、ディスカッションを行った。

海外研修1か国目のカンボジアでは、ポル・ポト政権下の大量殺が行われたキリングフィールドを訪問し、残虐な過去を知ることや文化の違いについて現地の子供たちとのグループワークを通して学んだ。2か国目のフィリピンでは、ミンダナオ諸島において図書館の運営をし、現地の子供たちの支援をしている松井友氏から、フィリピンの現状や危険と隣り合わせの場所で生活する子供たちが多くいることを学んだ。

大使たちは帰国後から、出身地域を中心に各地で啓発活動を行っており、一人でも多くの方に平和に向けた行動を起こしていただくきっかけを作っていく。

G7/G20 Youth Japan

（団体概要）

G7/G20 Youth Japanは、2008年に、アカデミック性・専門性を担保した若者の建設的な政策提言を行うために設立された。主にY7サミット及びY20サミット（Y7/Y20）へ日本代表団を派遣している。

（近年の活動実績）

2023年G7日本開催に併せてY7 Summit 2023 Japan（Y7日本）を主催した。サミット開催前には、平和と安全保障、経済、気候変動や環境問題、保健と福祉、デジタルイノベーションなどのテーマごとに、一般公開のディスカッションイベントや若者の意識調査を実施した。また、国際連合大学との共催で高校生G7サミット2023も開催し、120名弱の高校生が一堂に会し、高校生目線の政策提言づくりの機会を提供した。

年次の若者の意識調査では、次のような回答と示唆を得ている。

- ① 80%が、職場・学校・において自分自身も含め理不尽な理由で不利な立場に置かれている人がある、要因はジェンダー、年齢及び障害と回答。ユースが思い描く「インクルーシブ(包摂的)な社会」は、バックグラウンドやアイデンティティにかかわらず誰もが貢献し活躍できる社会であることが分かった。
- ② 今後のサステナビリティ、気候変動、エネルギー等に関する技術開発に貢献する最も重要な主体として、30%が中小・ベンチャー企業、20%が大企業、20%が国際機関、19%が政府と回答。ユースの中小・ベンチャー企業への期待が大きいことが示された。
- ③ 約80%が、一つの会社／組織で継続的に働く可能性について否定的な回答をし、かつ、半数以上が副業を実施していた／している／検討していると回答。ユースにとって自身の能力の発揮や成長及びお金が労働環境の選択の基準の一つとなっていることが分かった。

さらに、毎年実施しているディスカッションイベントでは、地球規模課題への国家の枠を超えた協力・連携の重要性、グローバルサウスを巻き込んだ持続可能な社会の共創の必要性、心身の安全と安心を守るための包摂的な社会の実現等が議論されている。また、デジタル人材の育成と女性を含めたマイノリティ人材の活躍が持続可能な経済発展に必要である、気候変動や急速な進歩を遂げるデジタルテクノロジーに対して各国共通のガイドラインを作成すべきといった意見が挙げられている。

これらを通じて集約している多くの若者の意見は、日本代表団を通じて、各国の若者の議論の場にてコミュニケとしてまとめられ、毎年G7/G20に提言されている。2023年のY7日本では岸田総理大臣に手交し、G7に提言しており、同様に2024年はイタリアとブラジルにてG7/G20に提言した。

なお、上記Y7/Y20とは別に、過去アンケートの蓄積を基に、若者が求める幸せな社会とそれに必要な要素を調査した。ポスト2030アジェンダでは、日本経済の持続可能な発展が必須で、「心、体、地球の健康」、「企業と個人の成長」及び「国内外の繋がり」の3要素が不可欠であることが分かった。若者の固定概念や慣習にとらわれない自由な発想と実績・経験を伴った成熟したユースの声を反映することが、新たな価値概念の創出につながる一方で、裁量権と影響を持てる機会は限られており、若者世代の意見を代表する主体の活動の場の確保・拡充が必要である。

(ジェンダー主流化・女性の活躍推進)

男女共同参画・女性活躍の推進について、2020年12月、日本政府は「第5次男女共同参画基本計画(5次計画)」を閣議決定した(2023年12月一部変更を閣議決定。)。その中において、「男女共同参画社会基本法」に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、2030年度末までの「基本認識」並びに2025年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた。また、女性の活躍を加速するために、2015年以降、毎年6月を目途に「女性活躍・男女共同参画のための重点方針」を決定し、各府省の概算要求に反映させている。

日本政府は、2003年から、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げていたが、女性の参画が進んでいる分野もある一方で、政治分野や経済分野など進捗が遅れている分野もあったと認識している。このため、5次計画では、新たな目標として、「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す」ことや、そのための通過点として、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」ことを掲げた。

男女共同参画社会の実現のためには、基本計画に基づく各府省による取組の実施状況のモニタリング・評価が肝要との考えの下、男女共同参画社会基本法に基づき、関係大臣及びジェンダーに関し優れた識見を有する者から構成される男女共同参画会議を設置し、第5次男女共同参画基本計画に基づく施策の実施等を監視している。特に、同計画の中間年に当たる2023年には、成果目標の達成状況についてフォローアップし、一定の基準に未達である成果目標等について、専門調査会から意見が出され、男女共同参画会議において、これを踏まえ各府省にて取組を進めるよう促した。なお、2024年には、男女共同参画会議において、第6次男女共同参画基本計画の策定に向けた検討を開始している。

法制面では、2018年5月には、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とした「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立した。この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、日本政府・地方自治体の責務や政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めている。また、2021年6月の改正により、政党等が自主的に取り組むよう努める事項の例示として候補者の選定方法の改善等が規定された。同時に、性的な言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決を図るための必要な施策を講ずる旨の規定を新設したほか政府及び地方自治体の施策の強化等が図られた。

また、2015年8月に、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が成立した。これにより、政府や地方自治体、常用労働者数301人以上の企業に対し、女性の採用割合や管理職割合等の数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の活躍に関する情報の公表が義務付けられた。2019年には、行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化等が盛り込まれた一部改正法が成立し、2022年度から常用労働者数101人以上の企業へ拡大された。また、2022年には、男女の賃金の差異を新たに情報公表項目として位置付け、政府、地方自治体及び常時雇用する労働者の数が301人以上の民間企業等の事業主は、当該項目を必須で公表することとされた。2025年6月に女性活躍推進法の期限の延長や女性の職業生活における活躍に関する情報公表の充実等を含む改正法案が第217回通常国会で成立した。企業の取組も促すべく、2012年度から東京証券取引所(東証)と連携して「女性活躍推進」に優れた上場企業を、「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄(「なでしこ銘柄」)として選定している。さらに、コーポレートガバナンス改革により、2023年10月には、東証において、プライム市場上場企業に対する、女性役員比率に係る数値目標の設定等に関する上場規程の改正が行われた。

また、日本は、2023年6月に決定した「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023(女性版骨太の方針2023)」において、東証プライム市場上場企業を対象として、「2030年までに、女性役員の比率を30%以上とすることを目指す」などの目標を掲げ、また、その中間的な目標として、同年12月、5次計画における2025年までの新しい成果目標として、「東証プライム市場上場企業役員に占める女性の割合」を19%とすること等を決定し、企業における女性の採用・育成・登用の強化に取り組んでいる。

女性の活躍推進に関する状況が優良であることなど一定の要件を満たす企業を、えるぼし認定企業として認定している。2008年以降、輝く女性のためのシンポジウムを年に複数回日本各地で実施してきている。例えば、2024年には、東京都、札幌市、福井県、オンライン等で10回程シンポジウムを開催した。

こうした取組を進めるための基盤として、働き方改革、仕事と育児・介護の両立支援の推進、固定的な性別役割分担意識の解消、女性の健康支援、配偶者等からの暴力への対策及び性犯罪・性暴力対策の強化等を着実に進めていく。そして、改めて、あらゆる分野における政策・方針決定過程に女性が参画する機会の確保に取り組むとともに、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立った政策が実現されるよう、政府全体で取組を一層強化していく。

（性犯罪・性暴力対策及び困難な問題を抱える女性支援の強化）

性犯罪・性暴力対策については、加害者・被害者にならないための予防に向けた教育・啓発、被害直後から回復まで切れ目のない支援といった様々な側面に横串で対応するため関係府省庁が緊密に連携し取り組んでいる。そして、「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」などの認識を社会全体で共有していく必要があり、2020年度から2022年度までの「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」³⁶に基づく取組を継続・強化し、2025年度までを「更なる集中強化期間」とする新たな方針³⁷を策定し、対策を実施している。

刑事法の整備の観点では、刑法の性犯罪規定の要件の改正、性交同意年齢の13歳未満から16歳未満への引上げ、公訴時効期間の延長等を内容とする刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律³⁸及び性的姿態撮影等処罰法³⁹が成立し、2023年7月13日から施行されている。この改正により、これまで犯罪の成立が認定されにくかった、「恐怖で体が凍りついた」などのフリーズ状態でなされた性的行為等をよりの確に処罰し得る規定となった。

また、性犯罪者の再犯防止施策や被害者が申告・相談をしやすい環境整備・支援充実を進めてきた。ワンストップ支援センターにつながる全国共通番号「#8891」の通話料無料化やSNS相談の実施に加え、多様な診療科の医療機関、地域における関係機関との連携強化を推進している。くわえて、性犯罪被害届出の即時受理の徹底、捜査段階における二次的被害の防止、警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103」の周知、緊急避妊等に要する費用や診療料・カウンセリング料の公費負担制度の適切な運用等を行っている。

さらに、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう「生命(いのち)の安全教育」を推進し、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響等を正しく理解した上で、生命を大切に考える考え、自分と相手や一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指している。

配偶者等への暴力対策として、重篤な精神的被害を受けた場合にも接近禁止命令等の対象を拡大する保護命令制度の拡充、生活再建まで切れ目のない支援を行うための多機関連携を強化するための協議会の法定化等を盛り込んだ、改正DV防止法⁴⁰が2024年4月1日に施行された。関係府省が連携して、この改正法の円滑な運用等に努めることで、配偶者等からの暴力の被害者の保護及び支援を強化に取り組んでいる。

その他、社会経済状況や家族関係の変化により、女性の抱える問題が多様化・複雑化する中、売春を行うおそれのある女性の保護更生を目的とした「売春防止法」など女性の福祉・支援制

³⁶ 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議にて策定

³⁷ 「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」

³⁸ 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年法律第66号)

³⁹ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和5年法律第67号)

⁴⁰ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第30号)

度の限界と見直しの必要性が指摘されていた。こうした背景も踏まえ、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等といった視点を明確に規定する女性支援新法⁴¹が新たに制定され、2024年4月1日から施行されている。

（外国人との共生社会の実現）

日本は、外国人との共生社会の実現に向け、2018年に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を決定し、以降、毎年改訂を重ねながら内容の充実を図っている。2022年には日本の目指すべき外国人との共生社会のビジョン及びその実現に向けて取り組むべき中長期的な課題等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を決定した。

ロードマップにおいては、目指すべき外国人との共生社会のビジョンとして、「安全・安心な社会」、「多様性に富んだ活力ある社会」及び「個人の尊厳と人権を尊重した社会」の3つを掲げるとともに、共生社会のビジョンを実現するために取り組むべき中長期的な課題として、「円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組」、「外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化」、「ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援」及び「共生社会の基盤整備に向けた取組」の4つを掲げている。また、その課題解決のための具体的取組を記載し、当該取組を関係省庁等と連携して進めている。さらに、ロードマップの推進に当たっては、施策の着実な実施を図るため、その実施状況について、有識者の意見を聴きつつ毎年点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行っている。

（ビジネスと人権）

国際的に企業活動における人権尊重の重要性が高まる中、日本は2020年に「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)を策定し、2022年に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」、2023年に公共調達における人権配慮に関する政府方針を決定した。また、上記ガイドラインを踏まえ、セミナー等の開催を通して中小企業を含む企業が労働組合、市民社会、業界団体、人権擁護者、地方自治体等のステークホルダーとの対話を含む人権尊重の取組を十分に理解できるよう、周知・啓発にも努めてきた。また、経済産業省では、2023年4月に企業に対して人権尊重の取組内容をよ

⁴¹ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)

り具体的かつ実務的な形で示すために「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」を策定した。

また、サプライチェーンのグローバル化が進む中、日本は、UNDPや国際労働機関(ILO⁴²)といった国際機関とも連携しつつ、日本企業の進出国を中心に、現地政府に対する行動計画の策定・実施の支援、日本企業及びそのサプライヤーに対する研修やセミナー等を実施するとともに、グローバル・サプライチェーンにおける労働者のディーセント・ワークの実現を支援している。日本は、経済協力開発機構(OECD⁴³)とも連携しつつ、OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針に基づき、日本連絡窓口(日本NCP)を通じて同指針の普及、照会処理及び問題解決支援を行っており、NCPの機能強化を図るべく、国内外のステークホルダー向けの周知活動や在外公館の周知活動を通じ、日本NCPの利活用の促進に取り組んでいる。

さらに、日本政府は、行動計画の2025年中の改定を目指して作業を進めており、引き続き、SDGsの達成への貢献を図っていく。

民間企業におけるビジネスと人権分野の取組の一環として立ち上げられた、責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI)は、800を超える団体・個人が参加する外国人労働者支援プラットフォームである。日本を目指す／日本で暮らす外国人労働者に対し、情報提供・人権保護・相談窓口の設置を行い、23言語対応の「JP-MIRAIアシスト」や生活情報提供のポータルを運営している。また、同時に、外国人を雇用する企業やその製品・サービスを利用する大手企業向けに、外国人労働者の倫理的な外国人採用に対する支援や労働環境の改善を促進している。これらの取組は2024年度の「ビジネスと人権」作業部会の訪日報告書においても評価されている。

⁴² ILO: International Labour Organization

⁴³ OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development

重点事項③

地球規模の
主要課題への
取組強化



重点事項③：地球規模の主要課題への取組強化

気候変動、生物多様性の損失及び汚染という三つの世界的危機は複雑に絡み合っており、気候と持続可能な開発の危機に同時に対処し、相乗効果(シナジー)を生む統合的な対応が必要である。こうした考えの下、日本は、温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させて排出量を実質ゼロ(ネット・ゼロ)にし、循環共生型の経済・社会を実現し、生物多様性の損失を止め、反転させる(ネイチャーポジティブ／自然再興)ための取組を進めている。

重点事項①にも記載されているGX・DXや下記に挙げる様々な取組を通じ、最新(2023年度)の日本の温室効果ガスの排出・吸収量は、約10億1,700万トン(CO₂換算。以下同じ。)で、2013年度比では27.1%(約3億7,810万トン)の減少となり、2050年ネット・ゼロに向けた減少傾向を継続している。2025年2月には、2030年度から先の新たな温室効果ガス削減目標を含む「地球温暖化対策計画」を閣議決定している。同時に、脱炭素化に向けては、G7やアジア・ゼロエミッション共同体(AZEC⁴⁴)において、エネルギー安全保障、気候変動及び地政学的リスクに一体的に対応し、各国の事情に応じた多様な道筋を認めつつ、ネット・ゼロ実現という各国共通の目標を目指す方向性が示されている。日本は、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を掲げており、その対策を更に推進するため、2025年2月に「エネルギー基本計画」を改定した(後述「5. 各目標の達成状況」目標7及び13参照。)

また、自然災害の激甚化・頻発化が進む中、日本は、「仙台防災枠組2015-2030」に沿って、人命を守り、社会経済機能を強靱化するための取組を推進してきた。「国土強靱化計画」に基づき、防災への投資(例えば、観測体制強化、予測技術開発、効果的な情報発信の組合せ)は、近年の集中豪雨等に対しても、災害リスクの削減、早期避難、迅速な復旧復興等に効果を上げている(後述「5. 各目標の達成状況」目標9参照。)。これらの取組を通じ、経済・社会システムの強靱化を図ってきた。

さらに、脱炭素対応等の必要性といった環境制約や、資源の自給率の低さといった資源制約や経済安全保障の観点も踏まえつつ、産業競争力の強化や地方創生にも貢献すべく、循環経済への移行を推進してきた。

生物多様性の保全と持続可能な利用については、日本は、2023年に国家戦略を策定し、2030年までにネイチャーポジティブを達成するための取組を進めている。2027年には、横浜でGREEN×EXPO 2027が開催される。この博覧会は、自然と共に生きる知恵を世界と共有し、自然・人・社会が共に持続するための最適解を示すことを目指す。

⁴⁴ AZEC: Asia Zero Emission Community

日本は、プラスチック汚染問題について、海洋ごみの回収・処理・発生抑制、実体把握調査、科学的知見の集積等を進めている。また、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の策定に向けた国際的な議論に貢献している。

国際保健分野では、例えば、1961年に国民皆保険制度を構築し、高齢社会にも対応したUHCを推進してきた。こうした経験を開発途上国にも共有するため、WHOや世界銀行等の国際機関と連携して、世界におけるUHC達成のための人材育成等を行う世界的拠点「UHCナレッジハブ」を日本に創設する。

以上の取組を推進するに当たっては、実施指針に記載のとおり、気候変動や生物多様性が健康に関わり合うという「プラネタリーヘルス」の考え方も踏まえ、個々の地球規模課題間の相互関連に十分に留意する必要がある。

(循環共生型社会とシナジーアプローチ)

気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的な危機を克服するため、相乗効果(シナジー)を世界規模で推進する必要性があるとの考えから、日本は、個々の地球規模課題の間の相互関連に留意しながらシナジーアプローチを重視し、ネット・ゼロ経済、循環型で気候変動に強靱かつネイチャーポジティブな経済・社会システムへの転換を追求してきている。

2024年5月に閣議決定された、「第六次環境基本計画」では、目指すべき持続可能な社会として、環境収容力を守り、環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展ができる社会、すなわち循環共生型社会の構築を掲げた。地球の健康(地球環境の健全性)と人の健康は一体不可分であるという「プラネタリーヘルス」に関する議論が活発化しており、自然資本(環境)があらゆる経済社会活動の基盤であるという認識の下、再生可能エネルギー等の地上資源を基調とし、環境負荷の総量を削減するにとどまらず、更に良好な環境の創出にもつながるような形に社会を展開していくことが重要である。今後の環境政策の展開に当たっては、利用可能な最良の科学的知見に基づいたスピードとスケールを確保しつつ、六つの重点戦略(経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション及び国際)に位置付けられた施策間におけるシナジーも発揮させながらSDGsの達成に貢献していくとしている。

国際的には、日本は、議長国を務めた2023年G7広島サミットを始めとする様々な機会に、「シナジーアプローチ」に関する国際的な議論を主導してきた。「気候変動とSDGsのシナジーに関する専門家グループ」は、2023年SDGサミットに際して「気候とSDGのシナジーに関する第1次グローバル・レポート」を、2024年の持続可能な開発のための国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF: High-Level Political Forum)に際して「気候とSDGのシナジーに関する第2次グローバル・レポート」をそれぞれ発表した。日本は、これらのレポートに対し、2022年7月に「第3回パリ協定とSDGsのシナジー強化に関する国際会議」を、2024年3月に「S

DGsエキスパートグループミーティング」をそれぞれ主催することなどを通じて貢献した。このようなシナジーの重要性が国際的に注目される中、2024年3月の第6回国連環境総会(UNEA6)では、日本が提案した「シナジー・協力・連携の国際環境条約及び他の関連環境文書の国内実施における促進に関する決議⁴⁵⁾」が採択された。

また、国際社会及び国内におけるSDGsの実施状況を共有するとともに、環境側面からのSDGsの取組を推進するために、民間企業や地方自治体、NGOなどの様々な立場から先行事例を共有して認め合い、更なる取組の弾みをつける場として、2016年度からSDGsステークホルダーズ・ミーティングを開催している。2022年3月の第13回会合、2023年2月の第14回会合では、SDGsに関する最新動向及びパリ協定とSDGsのシナジー強化に関する国際会議について紹介・共有しつつ、SDGs達成に向けて環境関連目標と他の項目とのシナジーのもたらし方等について議論を深めた。

(脱炭素)

気候変動分野では、国際社会の一致した取組の強化が必要であり、日本は、アジアを中心に世界の脱炭素化に貢献している。日本は、2021年から2025年までの5年間で、官民合わせて約148億米ドル規模の適応分野への支援を含め、全体で最大700億米ドル規模の支援を表明しており、着実に実施してきている。さらに、開発途上国での温室効果ガス削減を推進するため、二国間クレジット制度(JCM⁴⁶⁾を通じ、30か国で250件以上の脱炭素プロジェクトを展開している。また、AZECの下で、多様な道筋の下での脱炭素化プロジェクトを推進しているほか、ASEANにおける官民イニシアティブ(CEFIA⁴⁷⁾)を進め、脱炭素技術やファイナンスに関する議論を深めてきた。くわえて、「緑の気候基金(GCF⁴⁸⁾」に30億米ドルを拠出し、2023年には最大約1,650億円を更に拠出する意向を表明した。企業の脱炭素への移行に向けた取組を支援するファイナンス手法であるトランジション・ファイナンスについては、更なる国際展開・浸透を図るため、2024年10月、金融庁とASEAN金融当局による主導の下、「アジアGXコンソーシアム」を設立し、事例の共有や実践的課題の集約・発信を行うなど国際的な場において議論を主導している。また、全温室効果ガスを世界的に削減する取組として、日本はグローバル・メタン・プレッジ(GMP⁴⁹⁾)チャンピオンへの参加、衛星によるメタン排出量測定や農業・廃棄物分野でのメタン削減支援、日本が立ち上げたフルオロカーボン・イニシアティブを通じたライフサイクル全体でのフロン排出抑制等を進めている。

⁴⁵⁾ フィジー、カナダ、チリ、スイス、ノルウェー及びペルーも共同提案国

⁴⁶⁾ 二国間クレジット制度(JCM: Joint Crediting Mechanism)は、パートナー国への優れた脱炭素技術などの普及を通じ、パートナー国における温室効果ガス排出削減・吸収に貢献し、その成果の一部をクレジットとして日本が獲得する制度。

⁴⁷⁾ CEFIA: Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN

⁴⁸⁾ GCF: Green Climate Fund

⁴⁹⁾ GMP: Global Methane Pledge

日本は、2020年10月、ネット・ゼロ経済への移行を加速すべく、もはや地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことで、産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長につなげるという考えの下、「2050年カーボンニュートラル」宣言を行った。2021年4月に、2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目指すとともに、50%の高みに向け挑戦を続ける旨表明し、2021年10月に、上述の2030年度削減目標の裏付けとなる対策・施策を記載した地球温暖化対策計画を閣議決定した。当該計画に基づき、経済と環境の好循環を生み出し、2030年度の野心的な目標に向けて力強く成長していくため、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域の脱炭素化など、あらゆる分野で取組を進めてきた。

さらに、2025年2月には、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すことを内容とする2030年度から先の新たな温室効果ガス削減目標を含む「地球温暖化対策計画」を閣議決定した。目標の実現のために、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指すGX政策と協調して、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していく。

コラム⑧：地域脱炭素の取組

日本政府は、2050年ネット・ゼロ及び2030年度46%削減の実現に向けて、地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組を進めている。太陽光発電、風力発電及びバイオマス発電を始めとする地域特性に応じた再生可能エネルギーを活用する地域脱炭素の取組は、地方公共団体が抱える地域課題の解決にも貢献する正に地方創生に資するものであり、SDGsの達成にも資するものである。日本政府は、脱炭素の取組と地域経済循環・地場産業振興・農林水産業振興・観光振興・防災力・レジリエンス強化等を始めとする地域課題解決を両立し、地域の魅力と質を向上させる持続可能な地域づくりに取り組む地方公共団体を、各種施策を通じて支援している。



地域脱炭素のイメージ図
資料：環境省

例えば、民生電力部門を中心に2050年を待つことなく2030年度までに、脱炭素と地域課題解決を同時に実現する地域として環境省が選定する脱炭素先行地域については、これまで全国38道府県107市町村の81提案(38道府県66市32町9村)を選定し、目標の達成に向け支援を実施している。



脱炭素×地域公共交通維持確保
(長野県上田市)

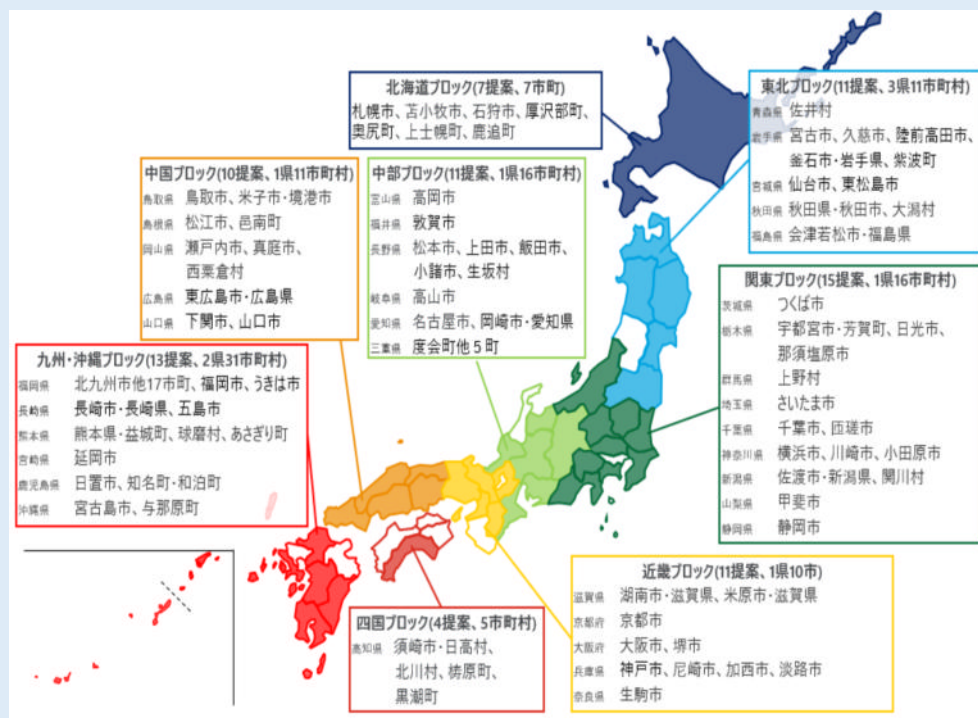


脱炭素×観光地活性化
(島根県松江市)

これにより、農村・漁村・山村、離島、都市部の街区など多様な地域において地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示していく。

また、自家消費型太陽光発電や住宅・建築物の省エネ性能向上など先進的な対策を、加速的かつ複合的に実施する地方公共団体について、重点対策加速化事業として複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援している。

今後とも、日本政府として、このような取組を通じて地域における脱炭素の基盤の構築を図り、地域脱炭素の加速化・全国展開を目指していく。



全国で創出される脱炭素先行地域(資料:環境省)

（エネルギー・食料の安定供給確保と強靱な需給構造への転換）

気候変動対策を進める中でも、エネルギー基本計画の下、安全性の確保を大前提に、安定供給の確保やエネルギーコストの低減(S+3E⁵⁰)に向けた取組を進めつつ、強靱なエネルギー需給構造への転換を含むエネルギー安全保障を強化してきた。

また、食料・農林水産業においてもSDGsや環境への対応が重視される中、2024年に改正された「食料・農業・農村基本法」では、「環境と調和のとれた食料システムの確立」が新たな基本理念として位置付けられ、2025年4月には、「食料・農業・農村基本計画」を策定した。これらに加え、生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させる「みどりの食料システム戦略」や「みどりの食料システム法」により、環境負荷低減を図る取組を進めている。

（防災と国土強靱化）

気候変動に伴って世界中で多発する自然災害への対応に関しては、日本は、防災・減災分野における知見の共有を図るとともに、被災地のより良い復興(Build Back Better)等、「仙台防災枠組2015-2030」の推進を国内外で加速してきた。その上で、日本独自の貢献として、2019年からは「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」を実施し、2022年までの間に洪水対策等を通じ、少なくとも500万人に対する支援を実施した。また、2023年には、防災枠組中間レビューで「政治宣言」を採択した。さらに、防災技術の海外展開を促進するため「JIPAD (Japan International Public-Private Association for Disaster Risk Reduction)」を設立し、計26回のセミナーを開催するなど、官民連携も強化した。世界各地で災害が頻発し、その規模も激甚化する中、各国からは日本の優れた防災技術に大きな期待が寄せられている。JIPADの取組等を通じて官民の連携を一層強化し、防災産業の国際展開を推進していく。

2024年は、1月1日に能登半島地震が発生し、多くの被災者が避難所等での避難生活を余儀なくされた。一般に、地震などの大規模災害の発生時には、女性と男性では災害から受ける影響が異なり、とりわけ女性や子ども、また、脆弱な状況にある人々がより大きな影響を受けることが知られており、被災者の多様なニーズに適切に対応するためには、災害対応の現場に女性が参画することが非常に重要である。WPSの観点も踏まえ、防災分野における女性の参画拡大等を一層推進する。

⁵⁰ S+3E(エスプラススリーイー)とは、安全性(Safety)を大前提として、安定供給(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合(Environment)を同時に実現する考え方。

水防災分野では、2023年3月に国連本部において「国連水会議2023」が開催され、テーマ別討議3「気候、強靱性、環境に関する水」において上川陽子総理特使がスウェイラム・エジプト水資源・灌漑大臣と共に共同議長を務め、気候変動、水・防災等に関する議論をリードした。同会議の後、エジプトと共に同分野における国際社会の議論のフォローアップを継続的に行っており、2023年11月及び2024年10月のカイロ水週間、2023年12月の国連気候変動サミット、2024年5月の第10回世界水フォーラム、2024年6月のドゥシャンベ水会議等において、日・エジプトで連携したフォローアップ会議を開催している。また、東南アジア4か国で洪水リスクマップの作成を支援するなどの国際協力も実施している。

さらに、日本の気象・気候にも寒波などの影響を及ぼし、地球上で最も温暖化が進行している地域である北極域の環境変化の実態把握とプロセス解明、気象気候予測の高度化・精緻化などの先進的な研究を推進するとともに、北極域の国際研究プラットフォームとして、北極域研究船「みらいⅡ」の着実な建造を進めている。また、南極での観測研究を通して、気候変動に関するデータを継続的に取得している。

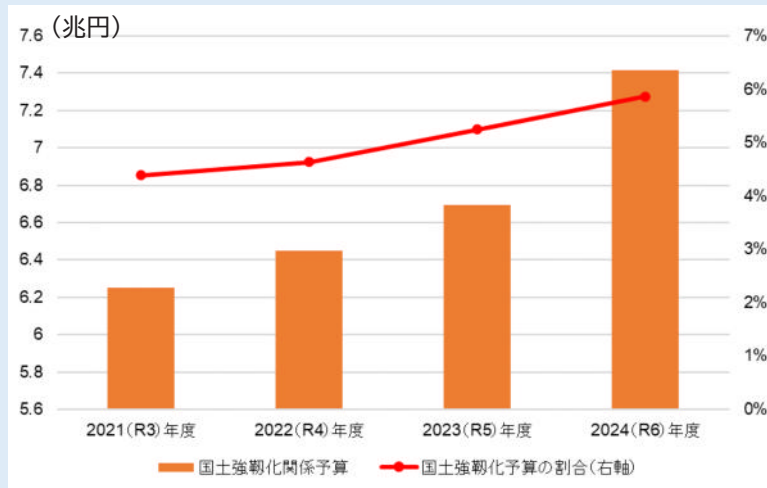
また、防災にも関わる取組として、日本は2023年9月に「グリーンインフラ推進戦略2023」を策定し、自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラについて、目指すべき姿や取組に当たっての視点を示すとともに、あらゆる分野・場面でグリーンインフラを普及・ビルトインすることを目指し、国土交通分野の取組を総合的・体系的に位置付けている。また、2020年3月に設立した「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」の会員数は、2,055名を超え（2025年3月時点）、多様な主体の知見や技術を活用して、グリーンインフラの社会的な普及、技術に関する調査・研究、資金調達手法の検討等を進めている。さらに、2024年9月には、グリーンインフラを先駆的に進めているまちづくり事業者・投資家のみならず、地域におけるまちづくり事業者・金融機関等をターゲットとして、グリーンインフラによる多様な経済効果、評価・認証制度やファイナンスの仕組みまで幅広い情報を掲載した「グリーンインフラの事業・投資のすゝめ ～経済効果の見える化を通じた都市開発・まちづくりにおける投資促進に向けて～」を取りまとめて公表した。

コラム⑨：国土強靱化のための事前投資

日本は、近年気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するため、これに適切に対応しなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」及び「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、

更なる加速化・深化を図ることとし、2021年度から2025年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講じている。

2021年度から2024年度までの期間、毎年6.2～7.4兆円程度(約530億米ドル～約590億米ドル程度)の予算を確保し、政府全体予算のうち、約4～6%を国土強靱化に資する取組への事前投資に充ててきた。災害が激甚化・頻発化する中で、日本政府が防災への投資を一定程度行うことが、持続可能な社会の構築には不可欠である。



国土強靱化予算推移
(資料:内閣官房・財務省資料を
基に作成)

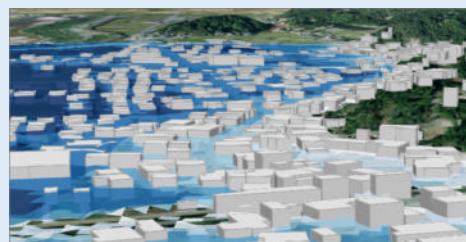
国土強靱化推進に当たり、デジタル化も推進している。例えば、2021年に熱海市で発生した土砂災害では、高精度標高データを使用し、発災前後の標高差分を取ることで被害状況の早期把握に貢献した。全国の約3割の地域で高精度標高データが未整備であり、早期の整備が課題となっており、航空レーザ測量により高精度標高データを整備している。高精度標高データにより、洪水や土砂災害等のシミュレーション精度が向上し、事前防災能力の向上が期待され、また、災害時には洪水の浸水範囲や土砂災害発生状況を迅速かつ精緻に把握できるため、迅速な復旧・復興にも寄与する。



高精度標高データ(3次元点群データ)(写真:地理院)



標高データから浸水深を推定(写真:地理院)



3次元地図による可視化(写真:地理院)

（循環経済）

資源循環は、ネット・ゼロのみならず、経済安全保障や地方創生など社会的課題の解決に貢献でき、日本としても、再生材の質と量の確保を通じて資源循環の産業競争力を強化することが重要との考えの下、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を重要な政策課題として位置付けている。

脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、2024年に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が成立し、基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の状況の報告・公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講じることとした。

循環経済への移行に向け、2024年7月に「循環経済に関する関係閣僚会議」を設置し、同年8月に循環型社会の形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略である「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定した。以後、取組を政府全体として戦略的・統合的に行うため、上記関係閣僚会議を開催しフォローアップを実施している。

また、2022年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック使用製品のライフサイクル全般にわたって、3R+Renewable(リデュース、リユース、リサイクル+再生可能資源の活用)の原則に則り、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するための措置を講じている。また、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の策定に向けた国際的議論にも積極的に貢献している。

（食品ロス削減）

日本で発生している食品ロス量は年間472万トン(2022年度)と推計され、そのうち食品産業から発生する事業系食品ロスは236万トン、家庭から発生する家庭系食品ロスは236万トンとなっている。

2019年10月に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等が連携し、国民運動として食品ロス削減に取り組むこととした。さらに、事業系・家庭系食品ロスを2030年度までにそれぞれ2000年度比で半減させる目標を設定していたが、事業系については8年前倒しで目標を達成したことから、2025年度からは事業系目標を60%減に変更した。

事業系食品ロスの削減に向けては、フードサプライチェーン全体で食品ロスを削減させるため、①商慣習の見直し(納品期限の緩和、賞味期限の年月表示化、賞味期限の延長)、②食品事業者の店舗等における消費者への食品ロス削減の普及啓発、③食品企業における未利用食品のフードバンク等への提供の推進、④飲食店等における「食べきり」や食べ残しの「持ち帰り」に

取り組んでいる。家庭系食品ロスの削減に向けては、消費者の行動変容を促すため、①賞味期限や消費期限の理解促進、②家庭での食材活用法の情報提供、③消費者一人一人が食品ロス問題をより身近なことと実感できるよう食品ロス量の推計値を基にした経済損失及び温室効果ガス排出量の推計値公表、④各地域等において食品ロスの削減を担う人材である食品ロス削減推進サポーターの育成等に取り組んでいる。

（汚染防止）

日本は、化学物質の適正な利用と環境汚染の未然防止のため、日本は、化学物質審査規制法⁵¹に基づく新たに製造・輸入される新規化学物質の事前審査（2023年度実績は281件）を行いつつ、難分解性や毒性等を有する化学物質の新たな指定を行ってきた。また、「化学物質排出把握管理促進法」の対象物質の見直しを行い、「化学物質排出把握管理促進法施行令」を改正し、2023年に施行するなど、「化学物質排出移動量届出（PRTR⁵²）制度」により化学物質排出量の事業者の自主的な管理を促進してきた。国際的には、2023年9月、第5回国際化学物質管理会議（ICCM5⁵³）において「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC⁵⁴）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」が採択された。本枠組みは、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）による、ライフサイクル全体を通じた化学物質管理の自主的な枠組みであり、各国は国内実施計画の策定を通じて実現を図っていくことが求められている。日本では、GFCの採択を受け、政府内にGFC関係省庁連絡会議を設置し、GFC国内実施計画の策定を進めている。

また、開発途上国におけるきれいな街の実現に向けて、2022年に立ち上げた「JICAクリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI⁵⁵）」を通じて、環境管理を担当する行政組織の能力強化を中心とした協力を実施し、廃棄物管理と水質汚濁・大気汚染防止等の環境対策の推進により、健全な環境質を実現し開発途上国の人々の健康と生活環境の保全を実現できる持続可能な社会の構築支援に取り組んでいる。JCCIでは、（独）国際協力機構（JICA）の協力成果、アセットの共有とともに、国際機関やドナー、地方自治体、民間企業等、国内外の様々なパートナーと連携した事業形成や関係機関からの情報発信を促進しており、環境汚染対策や気候変動対策のプラットフォーム機能も果たしている。

⁵¹ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

⁵² PRTR: Pollutant Release and Transfer Register。事業者が化学物質の環境への排出量や移動量を把握し、国に届け出ることを義務付ける制度。

⁵³ ICCM5: The 5th session of the International Conference on Chemicals Management

⁵⁴ GFC: Global Framework on Chemicals

⁵⁵ JCCI: JICA Clean City Initiative

(海洋プラスチックごみ対策)

海洋ごみ(漂流・漂着・海底ごみ)は、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響等、様々な問題を引き起こしている。海洋ごみは人為的なものから流木等自然由来のものまで様々だが、回収・処理された海洋ごみにはプラスチックごみが多く含まれている。また、近年、マイクロプラスチック(一般的に5mm未満とされる微細なプラスチック)による海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっている。

海洋ごみ等のプラスチック汚染対策に関し、日本は、2019年のG20大阪サミットにおいて、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を提唱し、2023年のG7広島サミットにおいてもプラスチック汚染に関する野心への合意を主導するなど国内外で積極的に取り組んできている。こうした中、2022年2月から3月に開催された国連環境総会において、海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の策定に向けた政府間交渉委員会(INC⁵⁶)を立ち上げる決議が採択された。同決議は2024年末までに作業を完了する野心を持って2022年後半からINCを開始することを求め、2022年5月から6月のセネガルにおける公開作業部会を経て、2022年11月から12月にウルグアイにおいて第1回政府間交渉委員会が開催され、正式に条約交渉が開始された。その後、条約の要素等について議論を行った2023年5月から6月のフランスにおける第2回会合、条約の素案(ゼロドラフト)等について議論を行った2023年11月のケニアにおける第3回会合、条文案の改定版を基に交渉等を行った2024年4月のカナダにおける第4回会合を経て、2024年11月から12月に第5回会合が韓国において開催された。交渉開始当初に予定されていた最後の交渉会合であった第5回会合では、各条文案に関する議論が進展し、それを踏まえて議長から新たな条文案が提示されるなど一定の進展があったが、プラスチックの生産、特定のプラスチック製品や化学物質等の規制、条約実施のための資金協力等について引き続き各国の意見に隔たりが残り、条文案の実質合意には至らなかった。そのため、条文案全体が引き続き交渉対象であることを確認しつつ、再開会合において引き続き交渉することが決定された。その後、再開会合は2025年8月にスイスにおいて開催されることとなった。日本は、政府間交渉委員会の副議長兼アジア太平洋地域の代表理事を輩出し、各国間の共通理解の醸成に貢献してきており、今後も、プラスチックの大量消費国・排出国を含む多くの国が参画する実効的かつ進歩的な条約を目指し、早期の交渉妥結に向け、引き続き積極的に議論に貢献していく。

⁵⁶ INC: Intergovernmental Negotiating Committee

また、国内では、法令や基本方針に基づき、海洋ごみの回収・処理や発生抑制、実態把握調査及び科学的知見の集積を進めている。海岸漂着物等地域対策推進のための地方公共団体への財政支援に加え、啓発ウェブサイトの整備及び地方公共団体や民間企業と連携したモデル事業を展開しているほか、データ集約や調査を進め、2019年に公表した「漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法調和ガイドライン」の改訂作業を進めるなど、マイクロプラスチックの国際的モニタリング手法の調和を図ってきた。2024年には、世界的なモニタリングデータ共有システム(AOMI⁵⁷)を整備し、データ提供を開始した。また、こうした対策の国際的な情報共有を促進するため、毎年G20議長国と共に、G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組に基づく対策報告書の策定や各種国際協力も進めている。さらに、海洋汚染等防止法に基づき、船舶等からの廃棄物等の海洋投入処分を原則禁止し、水底土砂の海洋投入処分についての許可制度の適切な運用を行うなど、ロンドン条約1996年議定書等の海洋汚染の防止を目的とした国際条約を適切に履行している。

(生物多様性とネイチャーポジティブ)

日本は、2023年、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」に対応するものとして、「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、2030年までのネイチャーポジティブの実現を目指し、関係施策を推進してきた。例えば、2030年までに国内の陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30目標」の実現のため、国立公園等の保護地域の拡充に加え、保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域(OECM⁵⁸)の設定・管理を進めている。特に、OECMの設定を推進するために、民間等の自主的な取組によって生物多様性が保全されている場所を「自然共生サイト」として認定する仕組みを開始し、2024年10月時点で253か所を認定した。OECM等のネイチャーポジティブに向けた民間等の活動を更に促進するため、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」を2024年4月に公布した。

また、2024年に「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定し、ネイチャーポジティブ経営への移行の必要性、移行に当たって企業が押えるべき要素、新たに生まれるビジネス機会の具体例、ネイチャーポジティブ経営への移行を支える国の施策を示した。これにより、2024年10月時点でTNFD⁵⁹に賛同している日本企業のアダプター数が125社以上と世界トップかつ、世界の4分の1を占めており、日本企業のネイチャーポジティブ推進に対する意欲が高まっている。

⁵⁷ AOMI: Atlas of Ocean Microplastics

⁵⁸ OECM: Other Effective area based Conservation Measures

⁵⁹ TNFD: Taskforce on Nature-related Financial Disclosures

国内での持続可能な森林経営推進に関しては、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を確立するため、主伐後の再造林や路網整備等を推進してきた。また、国際的に持続可能な森林経営の推進に貢献するため、民間企業等によるREDD+⁶⁰や植林活動を推進するとともに、開発途上国の防災・減災機能強化に向け森林技術の海外展開を支援してきた。さらに、開発途上国の森林管理能力向上、森林・湿地の回復、NbS⁶¹導入によるCO₂吸収を目指し、南米アマゾン、アフリカ、東南アジアを含む約40か国で自然環境保全事業を展開している。

コラム⑩:日本の自然共生社会の実現に向けた取組とGREEN×EXPO 2027

プラネタリー・バウンダリー(地球の限界)が叫ばれる現代、今後の人類の生活に大きな影響を及ぼす問題が、気候変動と生物多様性の損失である。これらの問題は相互に関連し、1992年に「気候変動枠組条約」と「生物多様性条約」が採択されて以降、取組が加速し、2015年に「パリ協定」、2022年に「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、現在、世界各国が、2030年の目標に向けて取組を進めている。

日本では、自然共生社会の実現に向けて多くの取組を実施しており、その中でも日本の知見も活かした国際的な取組として挙げられるのは、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において国連大学と共同で提唱した「SATOYAMAイニシアティブ」である。これは、日本を含めた世界各国の自然観や社会システムに根づいた自然共生の智慧(ちえ)と伝統を活かしつつ、現代の科学や技術を統合することにより二次的な自然環境の保全及び持続可能な利用を国際的に推進し、自然共生社会の実現を目指す取組である。

こうした流れの中で、1990年開催の大阪花の万博は、1992年の条約採択の2年前に「人間と自然との共生」の考えを世界に示し、2005年開催の愛知万博は、「自然の叡智」というテーマを追求し、自然共生の重要性を社会に浸透する上で、大きな役割を果たしてきた。このように、これまで日本で開催された博覧会は、国際的な議論の先駆けとして、地球規模の課題解決に向けたアクションを促すという重要な役割を果たしてきた。

GREEN×EXPO 2027(正式名称:2027年国際園芸博覧会。開催期間:2027年3月19日から9月26日。)は、「幸せを創る明日の風景 ～SCENERY OF THE FUTURE FOR HAPPINESS～」をテーマとし、地球規模の課題解決に取り組む方針が示されている。気候変動等の世界的な環境変化を踏まえ、日本が培ってきた自然との関係性の中で、自然環境が持つ多様な機能を暮らしに活かす知恵や文化について、その価値を再評価し、持続可能な社会の形成に活用するとともに、国際的な園芸文化の普及、花と緑があふ

⁶⁰ REDD+: Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation Plus。途上国における森林減少と森林劣化からの温室効果ガス排出を削減し、森林保全や持続可能な森林管理を促進するための国際的な取組。

⁶¹ NbS: 自然を基盤とした解決策(Nature based Solution)

れ農が身近にある豊かな暮らしの実現、多様な主体の参画等により幸福感が深まる社会を創造することを目的として開催するものである。

会場は、2015年に米軍から返還された旧上瀬谷通信施設(約242ha。そのうち博覧会区域約100ha)であり、長年にわたり土地利用制限が課されてきた広大な土地であるため、農地や草地など豊かな自然環境が広がり、河川の源流部、谷戸地形等の貴重な自然資本が残る。豊かな自然資本を活かした会場づくり(Nature-Based Design)により会場整備が進められる。

2027年国際園芸博覧会関係閣僚会議において決定された、「2027年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」において、SDGs達成への貢献が基本的な考え方の一つとして掲げられている。SDGs目標年(2030年)の3年前に開催される博覧会として、自然環境と密接不可分な分野に係る取組を推進すること、ネイチャーポジティブ、循環経済、GXやグリーン社会の実現に貢献するため、2030年以降を見据えた多様な主体の新たな取組を共有することをその目的として位置付け、開催に向けた取組を進めることとしている。

GREEN×EXPO 2027の開催者である(公社)2027年国際園芸博覧会協会では、持続可能性に関する取組を深めるため「サステナビリティ戦略」を策定し、GXやネイチャーポジティブの実現に向けた取組による環境対策を推進する。取組の一つとして、会場内で展示等に用いる仮設建築物には、規格化されたリユース部材の活用により、環境負荷を低減すると同時に、素材の調達から建設、運用、撤去及び再利用まで廃棄ゼロを目指したリユース型建築である「GX HOUSE」を活用する。また、テーマ「幸せを創る明日の風景」を表現するため、様々な展示・体験プログラム等を複合させた共創事業「Village」の取組により新しい時代の博覧会を創出する準備を進めている。



会場イメージCG:メインガーデン(写真:国土交通省)

(ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC))

2022年5月、日本は公衆衛生危機に対する予防、備え及び対応(PPR⁶²)の強化、並びに、より強靱、より公平、より持続可能なUHCの達成を政策目標とするグローバルヘルス戦略を策定した。当該戦略に基づき、三大感染症(エイズ、結核及びマラリア)対策や保健システム強化を世界各地で実施する世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)及び低・中所得国でのワクチン導入や保健システム強化、予防接種事業等を推進するGaviワクチンアライアンスにおいて理事として運営方針等に関与している。また、低・中所得国のパンデミックPPR強化を支援するため2022年に世界銀行に設立されたパンデミック基金、母子保健課題を中心に事業を行う国連人口基金(UNFPA⁶³)や国際家族計画連盟(IPPF⁶⁴)などの国際機関等への継続的かつ戦略的な拠出やガバナンス・戦略策定への関与・主導、多国間協力の推進、市民社会等の多様なステークホルダーとの連携強化等に取り組んでおり、二国間援助としての保健システム強化、感染症対策、母子保健／性と生殖に関する健康支援及び非感染性疾患対策にも取り組んできた。

また、2023年のG7広島サミットにおいて、議長国としてグローバルヘルス分野の議論を主導し、公衆衛生危機対応のためのグローバルヘルス・アーキテクチャーの構築・強化、より強靱、より公平、より持続可能なUHC達成への貢献、様々な健康課題に対応するためのヘルス・イノベーションの促進を掲げて、議論を主導した。この中で、世界全体でのワクチン等の感染症危機対応医薬品等(MCM⁶⁵)への公平なアクセス向上のために、「MCMへの公平なアクセスのためのG7広島ビジョン」を発表し、「MCMに関するデリバリー・パートナーシップ(MCDP)」を立ち上げた。G7広島サミット以降もUHC達成に向けた取組を継続し、2023年9月に国連総会の際に開催されたUHCハイレベル会合において岸田総理大臣が改めてUHCの達成に向けて行動すべきである旨発信した。国際保健規則(IHR⁶⁶)(2005)の改正について、加盟国作業部会での議論を経て、2024年5月の第77回WHO総会において日本を含む複数国が提案した改正案の採択、「パンデミックへの予防、備え及び対応(PPR)に関するWHOの新たな法的文書」(いわゆる「パンデミック条約」)についての政府間交渉会議での議論を経て、2025年5月の第78回WHO総会における「条約」案の採択につなげるなど、「グローバルヘルス・アーキテクチャー」の発展・強化に貢献してきた。

また、G7広島サミットでは、グローバルヘルス分野でのインパクト投資の促進を通じた民間資金の動員により、グローバルヘルス分野での課題解決を目指す「グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ(トリプル・アイ)」が承認され、2023年9月の国連総会のサイドイ

⁶² PPR: Pandemic Prevention, Preparedness and Response

⁶³ UNFPA: United Nations Population Fund

⁶⁴ IPPF: International Planned Parenthood Federation

⁶⁵ MCM: Medical Counter Measures

⁶⁶ IHR: International Health Regulations

ベントにおいて岸田総理大臣がその立ち上げを発表した。立ち上げ当初37機関だったパートナー数は、2025年1月時点で世界100機関を超え、拡大している。

2024年4月、国際通貨基金(IMF⁶⁷)・世界銀行春会合の際に開催されたUHCをテーマとするハイレベルイベントにおいて、日本は開発途上国のUHC達成に向けた取組を支援するため、世界銀行及びWHOと連携し、財務・保健当局者の人材育成等を目的として、「UHCナレッジハブ」を2025年に国内に設置することを発表し、設置に向けた取組を進めている。また、2024年5月の世界保健総会において、気候変動に強靱かつ低炭素で持続可能な保健医療システムの構築を目指すための「気候変動と健康に関する変革的行動のためのアライアンス(ATACH)」に正式に参加することを表明した。

(宇宙技術の活用)

宇宙技術の活用は、SDGs達成に向けた重要な要素となっており、日本は、地球環境の観測、自然災害への対応、農業の効率化、宇宙デブリの抑制といった多岐にわたる分野で宇宙技術を活用している。

国際宇宙ステーション(ISS⁶⁸)の日本実験棟「きぼう」では、微小重力環境⁶⁹を利用して、地上では難しい様々な科学実験を可能にするなど、SDGs達成に向けた研究開発・利用プログラムに大きく貢献している。例えば、医薬品開発において、微小重力環境の「きぼう」内で、タンパク質の結晶生成実験を行うと、地上よりも高品質な結晶を得ることができ、タンパク質結晶の構造解析が高精度に行うことができる。これにより、筋ジストロフィーやインフルエンザ等に有効な治療薬の開発に寄与している。

また、宇宙航空研究開発機構(JAXA⁷⁰)は、様々な宇宙技術を開発・運用している。JAXAが開発した「デブリ接近衝突確率に基づくリスク回避支援ツール(RABBIT)」は、宇宙デブリによる人工衛星や宇宙機への衝突リスクを予測し、適切な回避行動を支援するシステムであり、軌道上のデブリの位置と軌道をリアルタイムで監視し、衝突確率を計算して警告を発している。宇宙デブリの発生を抑制し、宇宙活動の安全性と持続可能性を向上させるとともに、衛星や宇宙機の衝突リスクを回避することで、通信、気象観測、地球環境観測などの重要なインフラを保護し、持続可能な経済成長を支援している。

⁶⁷ IMF: International Monetary Fund

⁶⁸ ISS: International Space Station

⁶⁹ ISS が飛行する高度 400km 付近の宇宙空間でも、僅かなガス(高層大気)が存在し宇宙機は常にその抵抗力を受けて加速度(減速 G)が発生する。また、地球の重力と慣性の働く方向のつり合いがとれている構造物の質量中心(CP)から離れることで、それによる加速度も生じる。ほんの小さな加速度(G)だが、これらの影響を受けるため、実験や活動の舞台となる ISS は「無重力」ではなく「微小重力」と言われる。

⁷⁰ JAXA: Japan Aerospace eXploration Agency

さらに、日本は宇宙技術を活用して、開発途上国の持続可能な開発を支援している。例えば、JICAとJAXAは「JICA-JAXA熱帯林早期警戒システム(JJ-FAST)」を利用して、違法伐採の抑制に貢献している。このシステムは、天候や雲に影響されずに観測が可能な衛星「だいち2号」のデータを用い、熱帯林減少を早期発見するものであり、78か国で違法伐採を検出した。また、JICAは、開発途上国の技術者や科学者を対象に、宇宙技術に関する研修プログラムを実施しており、現地の能力向上を図り、持続可能な開発のための基盤を強化している。

重点事項④

国際社会との
連携・協働



重点事項④：国際社会との連携・協働

持続可能な経済・社会は日本単独で構築できるものではない。日本を含む国際社会の様々な努力や取組にもかかわらず、SDGs達成は大きな困難に直面しており、特に開発途上国における資金不足問題の解決や国連を中核とする多国間協力の強化に国際的な関心が高まっている。

日本は、先進国の中でも最も厳しい財政状況にあるが、人間の安全保障の理念に基づき、政府開発援助（ODA）を継続してきた。ODAについては、その量を国民総所得（GNI⁷¹）比で0.7%とする国際目標を念頭に置くとともに、国内の極めて厳しい財政状況も十分踏まえつつ、様々な形でODAを拡充することとしている。2023年の日本のODA実績は、OECD開発援助委員会（DAC）の標準のODA計上方式として導入されている贈与相当額計上方式では、約196億37万米ドルであり、OECDのDAC諸国において米国、ドイツに次ぐ第3位であった。対GNI比では、2030アジェンダが採択された2015年には0.20%だったが、2023年には0.44%となった（後述「5. 各目標の達成状況」目標17参照。）。また、約70年前、第二次世界大戦後、我が国がまだ国際社会の支援を受けていた時期に全国の小中学校で広がった「ユニセフ募金」に始まった日本の民間資金による国際協力も近年堅調にその規模を拡大し、様々な形の官民連携も進んでいる。

特に明確な解決策が見つかっていない新たな課題が山積する時代において、深刻化する地球規模課題を解決していくためには、共通の目標の下、様々な主体がその強みを持ち寄り、対話と協働によって解決策を共に作り上げていくことが必要である。こうした考えに基づき、日本の開発協力においては、民間資金の動員を含め、様々な主体との「共創」を通じて、新たな価値を生み出していく方向性を打ち出している。開発資金のニーズが膨大である中で、ODAを触媒とした民間資金動員の促進や国内外の課題解決力を有するパートナーとの連携強化等に共に取り組み、生まれた価値を日本へも環流させていくことで、新しい国際協力の仕組みを実現していく。また、日本の国内市場縮小が見込まれる中、開発途上国・新興国の社会課題解決に日本のビジネスが一層大きな役割を果たせるよう支援していく必要があり、そうした観点からも、ODA等を通じた民間資金の動員を促進していく。

（開発協力大綱の改定）

2023年6月、日本は開発協力大綱を改定した。複合的危機に直面する国際社会において、個人の保護や能力強化といった「人への投資」に加えて、様々な主体との「連帯」を重視する、新しい時代の「人間の安全保障」を指導理念と位置付けた。

⁷¹ 国民総所得：Gross National Income

重点政策には、「複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導」を明記し、脆弱国・地域等への協力に引き続き取り組みつつ、「人間の安全保障」の理念を踏まえ、SDGs達成に向けた取組を加速化すること等により、国際協力を牽引し、地球規模課題の解決に向け、総合的な取組を強化していく方針を打ち出した。

また、開発協力の適正性確保のための実施原則として「ジェンダー主流化を含むインクルーシブな社会の促進・公平性の確保」を導入した。女性や社会的に脆弱な立場に置かれている人々を含め、全ての人が開発に参画でき、恩恵を享受できる多様でインクルーシブな社会を促進すべく、公正性の確保に十分配慮した開発協力を行うこととしている。

さらに、開発協力の戦略性を高める観点から、日本の強みを活かした協力メニューを提案する「オファー型協力」を新たに打ち出した。例えば、2023年にはカンボジアとデジタル分野（デジタル経済社会の発展支援）、2024年にはフィジーと防災・気候変動分野（フィジー及び大洋州地域の防災・早期警戒体制強化）の協力メニューに合意した。開発のプラットフォームに様々な主体を巻き込みつつ、開発途上国の開発課題を解決するだけでなく、グローバルな複合的危機への対応に連帯して取り組むとともに、国際社会全体に広く普遍していくにふさわしい社会的価値の共創を目指し取り組んでいる。

日本は、SDGsの根底にある理念となる「人間の安全保障」の重要性に鑑み、毎年人間の安全保障基金にも拠出してきているが、同基金は、日本がほぼ唯一の、そして最大の拠出国である。開発案件については、「保護」と「能力強化」を主軸に、「人間中心」、「包括的」、「文脈に応じた」、「予防的」といった観点を重視し、広範囲かつ分野横断的に対処すべく、複数の国連機関による共同プロジェクトをNGOとの連携を図りつつ実施してきており、日本は基金に対して累計約519億円（約4億7,203万米ドル）を支援している（2024年末時点）。

コラム⑪：パートナーシップに基づく地域活動の国際展開 ～琵琶湖の「うみのこ」が開発途上国の環境教育モデルに～

環境先進県として知られる滋賀県には、県内の小学5年生が乗船する環境学習船「うみのこ」の愛称で呼ばれる独自の環境教育の取組が存在する（正式名称「びわ湖フローティングスクール」）。「琵琶湖の環境に主体的に関わる」ことを目的として1983年に始まり、2024年12月末までに滋賀県の人口の4割以上に相当する延べ約63万人が参加してきた。

「びわ湖フローティングスクール」では、一泊二日の航海に複数の学校が同時に乗船し、他校の児童と一緒に学び、集団生活を行う。琵琶湖の島の展望、寄港地でのウォークラリー、学校同士の交流活動などのレクリエーションを行い、集団の中での助け合いなどを学ぶ。また、環境学習としてプランクトンや魚・貝の観察、水の透視度調査、水の汚れの回復実

験などを行う。学習内容は学校によって選択が可能で、環境問題への認識の変化とともに内容も変化している。

提供される全ての食事に滋賀県産の食材が取り入れられており、食育にもつながっている。中でも県産豚のトンカツを使った「うみのこカレー」は乗船した誰もが記憶する思い出の味となっている。また、「うみのこ」は、燃料にバイオディーゼル燃料(BDF⁷²)を10:1の割合で使用し、運航している。また、2025年1月には、滋賀銀行から、びわ湖カーボンクレジット30トン-CO₂の提供を受け、運航時に排出される温室効果ガスの一部をオフセットした。

この「うみのこ」のノウハウが、中米でハイチに次ぐ貧困国であるニカラグアの首都マナグアにある、マナグア湖での環境学習で活用されている。

琵琶湖の1.5倍の面積を持つマナグア湖は観光資源として開発が進められている一方で、生活排水などの流入による水質汚染が深刻化していた。同国で小学校教育などの支援を行っていたJICAニカラグア事務所では、こうしたマナグア湖の状況を改善したいと考え、国内外の状況や事例を学ぶ中で、琵琶湖の環境保全・再生を進めながら経済を発展させた滋賀県の「琵琶湖モデル」に注目した。

同事務所は2020年にマナグア湖の環境保全の課題について考える「BIWAKOタスクフォース」を設置。滋賀県の教育委員会やフローティングスクール関係者の協力を得ながら一歩ずつ活動を進め、2021年に「ニカラグア版UMINOKO」が実現した。

「ニカラグア版UMINOKO」では、普段は観光客船として使われている船を使用し、小学4年生・5年生を対象に、約2時間の体験学習を実施している。顕微鏡を使って、汚れて茶色や緑色に見える湖面や浮遊するゴミの様子や、水中の生物の観察等を行った後、マナグア湖の水をきれいにするには何をしたら良いかについて話し合う。初めて船に乗る生徒も多く、「うみのこ」と同様に、環境学習がクラスメイトとの一生の思い出になり、未来の環境人材につながっていく。

この「ニカラグア版UMINOKO」は、乗船学習を経験した児童や教師から高い評価を得ており、2021年の第26回気候変動枠組条約締約国会議(COP26)ではニカラグアの教育大臣から世界に紹介された。

⁷² BDF: Bio Diesel Fuel

ニカラグアの教育関係者と「びわ湖フローティングスクール」との意見交換などが続けられており、「ニカラグア版UMINOKO」の学習プログラムが更に充実し、継続的・発展的に実施されることが期待される。⁷³

⁷³ 参考 ここ滋賀HP <https://cocoshiga.jp/official/topic/uminoko/>
オフセット <https://uminoko.jp/topics/2025/3853/>
参考 https://uminoko.jp/files/child/NicaraguaUMINOKO_C.pdf



「うみのこ」
(写真:びわ湖フローティングスクール)

（「質の高いインフラ」と「人への投資」による共創）

日本は、多様なアクターとの連携や新たな資金の動員を行いつつ、様々な人材育成のための研修や留学などを通じた「人への投資」や透明性、開放性、ライフサイクルコストからみた経済性、債務持続可能性等を考慮した「質の高いインフラ」の整備を実施してきた。また、日本は、開発途上国の経済・開発戦略に沿った形で、その国や地域の質の高い成長につながるようなハード面のインフラ整備に、これを管理・運営するための制度整備、運営・維持管理、人材育成などのソフト面での協力を組み合わせることにより、「質の高いインフラ」の整備を推進してきた。

いくつか例を挙げると、農業分野では、東南アジアにおいて衛星画像などを活用し、スマート農業の促進に向けたデータ基盤整備を実施した。農地の属性情報整備により、効率的な農業施策の実施と民間企業の参入が期待される。また、アジア・アフリカ健康構想及びグローバルヘルス戦略の下、医療・介護分野での人材育成の強化や、UHCの推進も図ってきている。

インフラ面では、JICAによるアジア開発銀行（ADB）を通じた投融資や日・ASEAN包括的連結性イニシアティブの枠組みを通じ、交通インフラや電力連結性を強化してきた。また、日本初の社会貢献債「JICA債」による資金調達も継続し、2023年からはサステナビリティボンドとして発行を拡充している。

日本は、海外水インフラの整備拡充のため、事業実施可能性調査（F/S）、相手国との政策対話、要人招へい事業等を継続的に実施し、日本の質の高い水インフラの関連設備の導入や日本企業からの事業投資拡大を支援している。2019年6月から、海外水ビジネスに関与する企業、業界団体、地方自治体等で構成する官民プラットフォームを支援しており、関係機関と連携してミッション団を派遣するなど、アジアを始めとする各国の水事情の改善に寄与する取組を進めている。

日本は、国連自体の効率性を高め、平和と安全の維持及び経済社会開発を図ることを目的とし、主に開発途上国の行政官の研修及び国連の機能・目的に関連する調査を行うことを任務とする国連訓練調査研究所(UNITAR⁷⁴)に対して毎年拠出してきており、例えば、2023年度には、「津波防災に関する女性のリーダーシップ研修」、「G7広島サミットレガシープロジェクト：しまなみコレクティブ：自由で開かれたインド太平洋のための海と人間の安全保障及び同気候変動早期警報システム」、「食糧危機に対する緊急支援：アフガニスタン女性の起業家育成と経済安全保障」、「ASEAN地域の信頼醸成プログラム」、「エジプト、イラク、レバノンにおける起業家育成を通じた食料危機への緊急対応」といった研修に対してそれぞれ拠出を行った上で、2024年度にUNITARがこれらの研修を実施してきている。

（国連を中核とする多国間主義の強化）

普遍性と専門性に支えられた正統性を有する国連は、国際場裡における諸課題解決のためのルール形成及び国際連携において極めて重要な存在である。これまで日本は、国連を中核に据えた多国間主義の強化に向けたコミットメントを示し、また、国連を始めとする国際機関との連携を重視してきた。例えば、ODAの約18.5%を国際機関等に充てつつ、国際機関との連携を強化するとともに、2025年までに国連関係機関で働く日本人職員を1,000名とすることを目標に国際機関邦人職員の増強を行い、2023年末時点で国連関係機関の日本人の専門職職員が958人となるなど、国際的な組織におけるプレゼンスを強化してきた。その上、重点事項③でも言及のある、環境や国際保健、AI等の分野において国際社会の持続可能性の確保に向けたルール形成に主導的に参画してきた。

⁷⁴ UNITAR: United Nations Institute for Training and Research

重点事項⑤

平和の持続と
持続可能な開発の
一体的推進



重点事項⑤：平和の持続と持続可能な開発の一体的推進

近年、国際社会において、力による一方的な現状変更の試みを含め、分断と対立の様相が激化・拡大している。こうした状況は、国際社会の持続可能性の実現に不可欠な国際協力の基盤を脆弱なものにしているだけでなく、エネルギーや食料の価格高騰、供給の不安定化を招き、特に脆弱な国において自国の持続可能な成長と繁栄を確保する取組を一層困難なものにしている。

こうした点も踏まえつつ、日本は、持続可能な開発と平和の持続は表裏一体であるとの認識の下、人間の安全保障の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献することを国際協力全般の基本的立場として打ち出し、取り組んできた。また、国際的な平和並びに紛争予防及び紛争解決には、女性の平等かつ完全な参画が必要であり、「女性・平和・安全保障(WPS)」を推進している。さらに、若者の政治的・社会経済的参画も重要であり、「若者・平和・安全保障(YPS)」についても推進している。

こうした活動を通じ、自由で開かれた国際秩序の維持や紛争地での和平合意の実現とその後の発展などに寄与してきた。

(国連平和維持活動)

1992年以降、日本は、「国際連合平和維持活動(PKO⁷⁵)」等に対する協力に関する法律(国際平和協力法)」に基づき、国連を中心とした国際平和のための努力に対して、人的及び物的協力を実施している。

人的協力については、2025年3月時点まで29件の国際平和協力業務を実施し、延べ約1万2,700名を派遣した。前回VNRを実施した2021年以降、新たに1件の国際平和協力業務の実施により延べ約200名増となっている。2022年には、UAE(ドバイ)にある国連難民高等弁務官事務所(UNHCR⁷⁶)の人道救援物資(毛布等)をウクライナ周辺国(ポーランド共和国及びルーマニア)に自衛隊の航空機で空輸するウクライナ被災民救援国際平和協力業務を実施した。2025年3月時点では、国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS⁷⁷)の司令部に6名、シナイ半島の多国籍部隊・監視団(MFO⁷⁸)の司令部に4名の陸上自衛官をそれぞれ派遣している。

⁷⁵ PKO: Peacekeeping Operations

⁷⁶ UNHCR: United Nations High Commissioner for Refugees

⁷⁷ UNMISS: United Nations Mission in South Sudan

⁷⁸ MFO: Multinational Force and Observers

人道救援物資(毛布等)を提供する物的協力については、これまで32件の実績がある。前回VNRを実施した2021年以降新たに3件実施した。2022年はウクライナ被災民支援を実施し、2024年にはパレスチナ被災民支援とレバノン被災民支援をそれぞれ実施した。

(ソマリア沖・アデン湾における海賊対処のための取組)

日本は、2009年7月から、海賊対処法に基づく海賊対処行動として、ソマリア沖・アデン湾において、自衛隊の艦艇及び航空機による活動を開始した。2013年からは、より柔軟かつ効果的な運用を行うため、海賊対処を行う多国籍部隊である第151連合任務群(CTF151)に参加している。自衛隊は、2025年3月時点で、護衛艦1隻とP-3C哨戒機1機を用い、民間船舶の護衛と警戒監視を行っており、2021年4月から2025年3月までの間、派遣海賊対処行動水上部隊(護衛艦)は第38次隊から第50次隊まで、派遣海賊対処行動航空隊(P-3C哨戒機)は第42次隊から第56次隊までがそれぞれ活動している。このような日本を含む国際社会の取組により、ピーク時に年間200件以上発生していた海賊等事案は、低水準で推移している。

また、日本は、ソマリア及び周辺国の海上保安能力の向上支援として、国際海事機構(IMO⁷⁹)ジブチ行動指針信託基金への拠出を通じ、訓練センター及び海賊情報共有センターの設置、研修プログラムの実施等に貢献している。くわえて、ソマリア海賊問題の根本的解決のためにはソマリアの復興と安定が不可欠である。日本は、2007年以降、治安の強化及び人道援助・インフラ整備等の分野で総額約6億1,500万米ドルの対ソマリア支援を実施している。

(HDPネクサスとWPS)

日本は、人道支援と並行して、難民の自立支援や受入国の負担削減のための開発協力を行い、また、根本的な原因である紛争の解決・予防に向けた平和の取組を進めるという、人道支援、開発及び平和構築を統合した「HDPネクサス⁸⁰」のアプローチに基づき、難民支援や受入国の安定化に取り組んできており、特に中東やアフリカでの支援を強化している。

また、WPSは、女性や女性の保護や救済に取り組みつつ、女性自身が指導的な立場に立つて紛争の予防や復興・平和構築に参画することで、より持続可能な平和に近づくことができるという考え方である。国際的な平和並びに紛争予防及び紛争解決には女性の平等かつ完全な参画や紛争下の性的暴力からの保護、ジェンダー平等が必要であると明記した国連安保理決議第1325号及び関連決議履行のために、日本は、2023年に第3次「女性・平和・安全保障(WPS)」に関する行動計画(2023-2028年度)」を策定した。第1次及び第2次行動計画の

⁷⁹ IMO: International Maritime Organization

⁸⁰ HDP ネクサス(人道(Humanitarian)、開発(Development)、平和(Peace)の連携(Nexus)):短期的な「人道支援」と合わせて、中長期的な視点から、難民の自立支援や受入国の負担軽減のための「開発協力」を行い、さらに難民発生の原因である紛争の解決・予防に向けた「平和の取組」を進める考え方

経験を踏まえ、紛争関連の事態のみならず自然災害・気候変動にも対応している。また、国内のWPS関連対応能力強化と女性に対する暴力撲滅の取組も強化してきている。

日本は、国連女性機関(UN Women)への拠出を通して、アジア、アフリカ、中東地域等において、紛争や自然災害の影響を受ける女性及び女兒に対する緊急人道支援、経済支援、暴力からの保護、WPS行動計画策定等のプロジェクトを支援している。また、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所への拠出を通して、2014年以降、コンゴ(民)、ソマリア、中央アフリカ、ヨルダン等で同事務所が実施する司法・警察制度の強化や被害者支援に関するプロジェクトを支援してきている。紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金(GSF)への拠出においては、紛争関連の性的暴力生存者への経済的自立支援や生存者に対する救済へのアクセスを向上するための啓発活動のための支援を実施している。

2025年、日本とノルウェーは、WPSフォーカルポイント・ネットワーク共同議長に就任し、2025年2月4日から6日に、WPSフォーカルポイント・ネットワーク(FPN)東京会合を開催した。国連安保理決議第1325号の採択から25周年の節目であることを強調し、WPSに関する25年間の国際社会の取組を振り返りつつ、現在の世界情勢に照らして将来に向けたコミットメントを新たにし、今後のWPSアジェンダについて議論を深めた。

JICAを通じた平和構築支援としては、例えば、40年以上にわたり紛争の影響を受けてきたフィリピン・ミンダナオでの地方行政における包摂的な行政サービス提供の支援、ウガンダやザンビア等での難民の自立支援とホストコミュニティの負担軽減のためのインフラ整備や行政サービス拡充、25年以上協力してきたカンボジアとともに実施した、コロンビア、ウクライナ等における復旧・復興の前提となる地雷・不発弾対策のための対応能力の強化と機材の提供等がある。また、パレスチナの難民キャンプの改善支援において、女性のニーズを反映する仕組みを導入する等、日本は、全ての事業において女性の意見を取り入れ、女性の主体的な参画を推進している。

また、日本は、2007年以降、平和構築・開発援助・人道支援の分野で活躍する文民人材の育成を実施している。国連機関等と連携し、これまでに1,000人を超える人材を育成してきた。

(法の支配の推進)

2021年、日本で開催された第14回国連犯罪防止刑事司法会議(通称「京都コンgres」)では、SDGs達成に向けた刑事司法の役割が議論され、犯罪防止・刑事司法分野における中長期的な指針となる「京都宣言」が採択された。日本は、同宣言の実施にリーダーシップを発揮するため、国際協力の推進のための各地域における実務家のネットワークの創設や世界各国における再犯防止の推進を通じて、法の支配の推進に貢献している。

また、日本は、国連と協力して運営する国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI⁸¹)を通じて、アジア太平洋地域やアフリカの国々を始めとする開発途上国を対象として、組織犯罪対策、汚職やテロの防止等をテーマとした国際研修を行い、各国の刑事司法実務家の能力向上に貢献してきた。さらに、日本は、JICAを通じて、司法アクセス改善、ビジネス関連法、国際公法、汚職対策、ビジネスと人権に関連する研修、東南アジア・南アジア・アフリカでの法整備、法運用機能の強化、紛争解決手段へのアクセス向上、若年者の更生や社会復帰、法執行機関の能力強化等に関するプロジェクトを展開している。

くわえて、日本は、法制度整備支援を専門とする部署を法務省内に設置し(法務総合研究所国際協力部(ICD⁸²))、ベトナム、ラオス、カンボジア、インドネシア、モンゴル、バングラデシュ、東ティモール、スリランカ、ウズベキスタンといったアジア諸国を中心に、民法、刑法、商法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政手続法、仲裁、調停等に関する立法支援・運用支援・人材育成に取り組んでおり、また、この支援をウクライナや、キルギスに対しても実施するほか、太平洋島嶼国、アフリカ等で実施することも予定している。これら法制度整備支援は法の支配の強化に資するものであり、平和で包摂的な社会を構築し、公正な司法制度へのアクセスを提供することに貢献している。

日本は、国連薬物・犯罪事務所(UNODC⁸³)等の国際機関を通じて、サイバー犯罪を含む組織犯罪やテロ対策支援を行い、国際平和の維持に尽力してきた。また、日本は、国際的な法の支配の普及に向けた取組の一環として、外務省、UNAFEI、国際司法・法の支配研究所(IIJ⁸⁴)等との共催で、外国の刑事司法関係者を招へいし、ワークショップを開催してきている。2024年2月には、南アジア及び東南アジア地域から関係者を招へいし、テロ事案の訴追プロセスにおいて、公正で透明性が高く、人権に配慮した手続が確保されることを目的として、ワークショップを実施した。2025年2月には、中央アジア5か国から関係者を招へいし、同地域出身の外国人テロ戦闘員(FTF⁸⁵)の捜査・訴追・送還・社会復帰等をテーマに実施した。

また、日本は、国際司法裁判所(ICJ⁸⁶)及び国際刑事裁判所(ICC⁸⁷)の発展に協力し、国際紛争の平和的解決及び国際社会における法の支配の増進に積極的に貢献していく。

⁸¹ UNAFEI: United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders

⁸² ICD: International Corporation Department

⁸³ UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime

⁸⁴ IIJ: International Institute for Justice and the Rule of Law

⁸⁵ FTF: Foreign Terrorist Fighters

⁸⁶ ICJ: International Court of Justice

⁸⁷ ICC: International Criminal Court

（平和に向けた取組）

2024年12月、長年にわたり核兵器の廃絶や被爆の実相に対する理解の促進に取り組んできた日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞したことは、意義深いことである。日本は、引き続き、被爆の実相の正確な理解の促進を含め、国際社会における平和の持続に寄与する取組を継続・強化していく。